

JQA マネジメントシステム情報誌

2005-2006  
Winter

Vol.10

# ISO NETWORK

## JQAインタビュー

● 湯川剛一郎氏 独立行政法人農林水産消費技術センター理事

### 特に国境を越えた取引の場面で ISO22000の第三者認証が 効果を発揮

取引先・消費者の信頼性向上を図る上で  
食品安全マネジメントシステムは有効なツールに



## 特集

### 新JISマーク表示制度

新JISマーク第1号の認証取得者 / 東陶機器株式会社  
ISO9001と一体化した品質マネジメントを  
めざした新JISマーク認証取得

新JISマーク表示制度への期待

神奈川工科大学・西原主計氏 / NTT東日本・武井雅樹氏 /  
全国生コンクリート工業組合連合会・吉兼 亨氏

JQA・新JIS認証サービスの紹介



## JQA Report

### 動き始めた製品含有化学物質管理規制

財団法人 日本品質保証機構



1

JQA インタビュー

## 特に国境を越えた取引の場面で ISO22000の第三者認証が効果を発揮

湯川剛一郎氏 独立行政法人農林水産消費技術センター理事

6

特集

## 新JISマーク表示制度

国際的な基準の導入で  
グローバルズムに対応した第三者認証制度へ

■新JISマーク第1号の認証取得者 / 東陶機器株式会社  
ISO9001と一体化した品質マネジメントを  
めざした新JISマーク認証取得

■新JISマーク表示制度への期待

・神奈川工科大学 福祉システム工学科教授(工学博士)西原主計氏  
・NTT東日本 資材調達センタ 企画部門長・品質管理部門長 武井雅樹氏  
・全国生コンクリート工業組合連合会 技術委員会委員長 吉兼 亨氏

■JQA・新JIS認証サービスの紹介

JQAの持つ総合力を活かし新制度への幅広いニーズに対応  
矢野忠行・高瀬 弥

■新JISマーク表示制度認証を受けようとする事業者の方々へ

15

JQA Report

## 動き始めた製品含有化学物質管理規制

小笠原康治・垣生 学

19

## JQA 審査に関するアンケート調査 / 結果のご報告

20

規格別NEWS

・ISMSのISO / IEC27001への移行について  
・ISO9000シリーズの改訂状況について  
・12月14日 RvAよりISO22000の認定を取得  
・BS15000(ISO / IEC20000)への対応について  
・CSRの国際規格化(ISO26000)の動向について

23

INFORMATION

・ISO14001登録数が5,000件到達!  
・ISO九州事務所移転のお知らせ  
・経営者フォーラムのご案内  
・PCBを取り巻く環境とJQAの対応について

30

裏表紙

第6回地球環境世界児童画コンテスト

## 国内特別賞作品

□ 次号ISO NETWORK 発行月のご案内 □

次号のISO NETWORKは4月の発行とさせていただきます。

# 特に国境を越えた取引の場面で ISO22000の第三者認証が 効果を発揮

## 取引先・消費者の信頼性向上を図る上で 食品安全マネジメントシステムは有効なツールに

2005年9月、食品安全マネジメントシステム(FSMS)に関する国際規格ISO22000が発行された。この国際規格は、食品製造業だけでなく、フードチェーンに直接・間接的に関わる企業も対象にしており、幅広い業種での活用が期待されるとともに、今後第三者認証機関の役割もますます重要になってくるだろう。TC / 34の国内審議団体代表としてISO22000の制定作業に深く携わった独立行政法人農林水産消費技術センター・湯川剛一郎理事に、国際規格化にいたる経緯と、ISO22000と第三者認証の役割・効果などについてお話を伺った。



独立行政法人  
農林水産消費技術センター  
理事  
湯川剛一郎氏

### ISO22000の制定作業は 2001年3月にスタート

——独立行政法人農林水産消費技術センターは、日本の代表窓口として食品安全マネジメントシステムの国際規格ISO22000の制定に携わってこられたとお聞きしています。まず、農林水産消費技術センターの概要と、ISO22000発行にどのように関わったのかについて、簡単にご説明いただけますか。

湯川・当センターは2001年4月、前身の農林水産省農林水産消費技術センターから独立行政法人として発足し、食の安全と消費者の信頼確保に向け、

法律などに基づく施策の実施や制度の運営を技術的な側面から担う機関として活動しています。業務の柱のひとつが、JAS法に基づく登録認定機関の調査・監査業務です。具体的には、登録認定機関の登録に関する書類審査・実地調査、また登録認定機関による認定が適正に行われているかどうかを確認するため、現場での立会調査やJAS認定製品のモニタリング調査などを実施しています。

ISO22000の制定にあたっては、当初検討を行っているISO / TC34(食品に関する専門委員会)では、わが国が投票権のないIO(Observer)メンバーであったことから、国内の実態を国際規格に反映させることが難しいため、2002年5月に投票権を有するP(Participation)メンバーとなり、2003年3月の

CD投票要請を機に本格的な検討に着手。国内審議団体として国内意見の取りまとめを行い、2003年9月の国際会議から職員を派遣するなど規格制定作業に携わってきました。

——そもそもISO22000発行にいたるまでの経緯は、どのようなものだったのでしょうか。

湯川・食品安全マネジメントシステム(FSMS)の国際規格化の動きは、2001年3月にデンマークから出されたNWIP(新業務項目提案)に端を発します。提案理由は大きく2つあって、「食品業界において

食品安全マネジメントシステムの必要性が増大している」、「円滑な国際貿易の実現をめざす上で、各国共通の食品安全に対する要求事項をつくる必要がある」というものでした。

食品分野では、これまでCodexがHACCPの原則として作成したガイドラインに基づき、各国で食品安全システムが構築されてきました。わが国でこれに該当するのが、食品衛生法に基づいて厚生労働省が実施している「総合衛生管理製造過程」の承認制度です。

ISOは、FSMSの国際規格化と

## (ISO22000の概要)

### 1 目的

ISO22000は、HACCP原則及びコーデックス委員会が示したHACCPシステム適用の手順と、食品安全に対する管理の要求事項を統一することによって、円滑な国際貿易を実現することを目的に作成されました。

### 2 規格の対象<すべてのフードチェーン>

この規格は、農場から食卓までのフードチェーンに属する以下のようなすべての組織(事業者)を対象としています。

- 農家などの一次生産者
- 飼料生産者
- 食品製造業者
- 輸送・保管業者
- 小売業者
- 食品サービス事業者(外食・ケータリングなど)
- その他生産者(食品加工機械や包装材料、洗浄・消毒剤、添加物など)

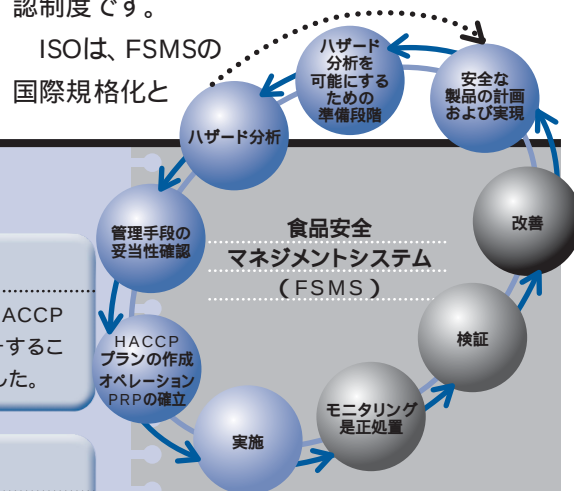
### 3 規格要求のポイント(次のような事項に適合することが求められます)

- |                                     |                                                                |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. 相互コミュニケーション<br>互いに連絡を取り、活動を進めること | 3. 前提条件プログラム(PRP、オペレーションPRP)<br>安全衛生条件を維持するために必要な基本条件として活動すること |
| 2. システムマネジメント<br>仕組みで保証すること         | 4. HACCP<br>7原則12手順により食品の安全を確保すること                             |

### 4 実践の手順

これを実践するために、ハザード分析を通じ、フードチェーン内で発生することが予想されるハザードを明確にし、評価し、PRP、オペレーションPRP、HACCPプランを組み合わせるハザードを管理するステップを規格の中で明確にしています。

「ISO22000とは!」(発行/財団法人食品産業センター)より



### 用語集

- ・ 食品安全ハザード  
健康への悪影響をもたらす可能性がある、食品の生物的、化学的又は物理的物質又はその状態。
- ・ PRP(前提条件プログラム、或いは一般的衛生管理プログラム)  
人間による消費にとって安全な最終製品及び安全な食品の生産、取り扱い及び提供に適切なフードチェーンの衛生環境を維持するために必要な基本条件及び活動。例えば適正農業規範(GAP)、適正製造規範(GMP)、適正衛生規範(GHP)などが相当する。
- ・ オペレーションPRP  
食品安全ハザードの製品若しくは加工環境への混入及び/又は製品若しくは加工環境における食品ハザードの汚染、若しくは増加の可能性を管理するために不可欠なものとしてハザード分析によって明確になったPRP。
- ・ CCP(重要管理点)  
管理が可能で、かつ、食品安全ハザードを予防若しくは除去又はそれを許容水準まで低減するために不可欠な段階。
- ・ HACCPシステム(ハザード分析及び重要管理点方式)  
食品の安全のために重要であるハザードを明確にし、評価し、管理するシステム。(Codex衛生規範から)
- ・ HACCPプラン  
CCPにおける管理の計画書。

いうデンマークの提案に基づき、2001年6月に食品安全マネジメントシステムに関する要求事項の制定を決議。TC34にWG8を設置し、規格要求事項の策定作業がスタートしました。それから約4年間にわたる検討作業を経て、2005年9月1日に国際規格ISO22000が発行されました。

## 法令・規制で 担保された安全性をベースに ワンランク上の組織をめざす

——JAS制度の企画立案や運用指導など、長年にわたって「食の安全」を守る仕事に携わってこられた立場から、ISO22000をどのようにご覧になっていますか。

湯川 ● JAS制度の運営に関わっている立場から言わせていただくと、現在さまざまな食品が市場に出回っていますが、いくらおいしくても、あるいは高級な原料を使用している、そもそも安全でなければ食品として成り立たないということです。ISO22000も、基本的にこうした考え方がベースになっています。

序文を読んでいただくとわかるのですが、ISO22000では法令や規制で担保された安全性は当然確立されているという前提に立っており、さらにその上を行く品質管理の徹底と、失敗を繰り返さない組織の構築を要求しています。また、ISO22000はISO9001と異なり、顧客満足よりも法令・規制要求事項への適合を優先させています。法令・規制で担保された安全性をベースに、さらにワンランク上の組織構築をめざすというスタンスに立っている点がISO22000の特徴でしょう。

## 対象業種が広がったことで 多くの企業が 食の安全に取り組む姿勢を アピールできるチャンスに

——食品に関わる企業の多くが、食の安全をテーマにしたISO22000に注目しています。ISO22000が国内の



### PROFILE

湯川 剛一郎氏

独立行政法人農林水産消費技術センター理事 /  
技術士(農業部門 食品化学 及び総合技術監理部門)

1953年生まれ。1976年京都大学理学部生物物理学科卒業。同年農林省(現農林水産省)入省。2001年独立行政法人農林水産消費技術センター企画調整部長、2003年同横浜センター所長、2005年4月同理事に就任。ISO / TC34 WG8におけるISO22000の検討にわが国におけるTC34国内審議団体代表として参画。食品安全マネジメントに係る認定・審査登録制度の開発委員会(JAB、日本食品衛生協会、消費技術センターによる共同事務局)副委員長。著書・論文に『食品鑑定技術ハンドブック』(編集及び分担執筆:サイエンスフォーラム、2005年1月)、『食品の安全とISO22000』(乳業技術第5巻、2005年9月)等がある。

食品業界に及ぼす効果として、どのようなものが考えられますか。

湯川 ● ISO22000は、「From Farm to Table(農場から食卓まで)」という概念に基づいて組み立てられています。このため、食品製造業者だけでなく、農場などの原料生産現場から流通、小売を経て食卓に食品が届くまでのフードチェーンに直接的に関わる組織、さらに製造機械、食品添加物、包装資材メーカーなどの間接的に関わる組織まで、非常に幅広い業種を対象にしています。1996年にスタートした「総合衛生管理製造過程承認制度」の対象となっていない企業にとって、食品の安全に取り組む姿勢を対外的にアピールできるチャンスが広がったことは、大きなメリットと言えます。

企業間取引の場面では、例えば食品加工メーカーが原料メーカーと新たに取引を行う場合、これまでは独自の基準を設け取引先の安全体制を評価しなければならなかったケースもあったと思います。その点、ISO22000を評価基準として用いれば、国際的な標準に基づいて検証することが可能になります。企業が学生を採用する際に、「TOEICの点数が何点以上」という第三者による指標を基準として設けるのと同じように、今後は取引を行う際の条件としてISO22000を活用するケースも増えてくるのではないのでしょうか。

——日本ではISO9001やISO14001の普及とともに、第三者認証制度のすそ野も広がりを見せています。ISO22000発行を契機に、食品業界でも第三者認証制度を活用する動きが高まってくるのでしょうか。

湯川 ● 食品業界では、JAS制度が普及しており、第三者認証制度に対する理解は進んでいます。ISO22000に関しても同じような動きをたどるかどうかは今のところ未知数ですが、少なくとも国境を越えた取引の場面では、第三者認証を取得していた



ほうが有利になると予想されます。

日本では1997年に「輸出検査法」が廃止されましたが、食品に限って言うと、製品を輸入する際になんらかの保証を求める国がまだまだ多いのが実情です。このため、国内の輸出企業にとって、第三者認証に基づく食品安全マネジメントシステムの構築は、販売促進のための大きな要素になるでしょう。現在、政府が農産物の輸出拡大に本腰を入れて取り組んでいる状況から見ても、食品の輸出に取り組もうとする企業が、ISO22000の第三者認証を取得するケースが増える可能性は十分に考えられます。また、国内限定で取引を行っているような中小企業でも、第三者認証を取得することにより、「取引先・消費者に信頼性をアピールし、ブランド力の不足分をカバーしよう」とお考えになるところが現れると思います。

——消費者の間では、食品の安全性を判断するための目安として、ISO22000に期待する向きもあるようです。

湯川 ● 最近では、BSEの発生や残留農薬問題などに代表されるさまざまな課題が発生し、食品の安全に対する消費者の信頼は大きく揺らいでいる状況にあります。そんな中で、食品の安全に対する企業の取り組みを客観的に評価するための仕組みができたことは、消費者にとってもプラス材料になると思います。

ただ、ISO22000は、認証を取得した企業で製造された食品について、絶対安全であることを保証するものではありません。ISO22000の要求事項には、リコールの手順の確立も含まれており、万一安全性に欠ける食品を市場に流通させてしまっても、被害の発生を最小限にとどめ、さらに、原因究明を的確に行い、再発防止に努める組織を育てていこうという考え方がベースにあります。つまり、ISO22000はゼロリスクを保証しているわけではないのです。もちろん、食品安全マネジメントの仕組みが幅広い企業に浸透することが、食品の安全に対する消費者の信頼性向上のための重要な要素であることは言うまでもありません。

## 組織自身でマネジメントシステムを回そうとする意識がなければ 食の安全確保は望めない

——ISO22000の普及に向けた現在の取り組み状況について教えてください。

湯川 ● 2005年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、食の安全および消費者の信頼確保の一環として、「食品製造事業者のHACCP手法の導入を推進するとともに、食品安全マネジメントシステムの普及・啓発を行う」と明記されています。これを受けて農林水産省では、食品製造業者が円滑にISO22000の認証を取得できるようにする目的で、「食品安全マネジメントシステム普及推進事業」を行っています。

事業の実施主体は財団法人食品産業センターで、具体的にはISO22000の概略を簡単に紹介したパンフレットの配付や、ISO22000の啓発・普及セミナーを全国各地で開催しています。食品産業センターでは、ISO22000の認証取得を考えている生産者を対象に、現場で役立ててもらうためのマニュアルを検討中で、2006年3月までに作成される見通しです。

ところで、今回のISO22000発行によって、「総合衛生管理製造過程承認制度との関係はどうか」というご質問をよくいただきます。先ほどお話ししたように、総合衛生管理製造過程は食品衛生法に基づいて国が運用する制度であるのに対し、ISO22000は食品衛生法で担保された安全性をベースに、さらにマネジメントシステムとしての能力を高めようとしている点に特徴があります。従って、両制度は対立するのではなく、「役割」と「対象分野」の部分で相互に補完し合いながら、食品の安全に寄与していくものと考えています。

——ISO9001やISO14001が中小企業に普及していく段階では、コンサルタントの役割も小さくありませんでした。ISO22000についても、コンサルタントを活用する組織がこれから増えてくだろうと予想されますが、この点に関して気になる点があればひと言いただけますか。

湯川 ● 審査登録機関の審査員には評価登録基準がある一方で、コンサルタントには明確な基準がないため、「審査員とコンサルタントで言うことが違う」という問題が、ISO9001でも起こっていると聞いています。ISO22000の場合も、同じようなことが起こり得る可能性はあると思います。コンサルタントの是非はともかくとして、組織がコンサルタントの活用をお考えになる場合、ぜひ念頭に置いていただきたい点があります。

ISO22000では、要求事項が広範囲に及ぶため、中小規模の組織への配慮として、マネジメントシステム構築の際に外部の専門家がつくったプランの適用が認められています。ここで強調したいのは、たとえ外部からコンサルタントを招き入れたとしても、PDCAを回すのはあくまでも組織自身であるということ。すべて人任せというのではなく、万が一異常が発生した場合には、修正および是正処置、あるいは予防処置なりを自分たちで考え、食品安全マネジメントプランの改善につなげることができる能力を持たなければ、消費者の信頼に応えられる食の安全の確保は望めません。

——今後、ISO22000が普及するためには、審査登録機関の役割も重要であると思います。最後に、審査登録機関に対するご意見・ご要望があれば、ぜひお聞かせください。

湯川 ● 現在、農林水産省が中心となりISO22000の普及に努めていることはすでにお話ししましたが、今後は「実際の現場で、規格をどう使っていけばいいのかわかりたい」というニーズが高まってくるだろうと思います。そのような場面では、現場の審査経験が豊富な審査登録機関の力が必要になってくるでしょう。現在、審査登録機関や審査員の要求事項を定めたISO22003発行に向けた議論が急ピッチで進んでいます。審査登録機関が持っている経験やノウハウを発揮して、ぜひISO22000の普及に努めていただきたいと思います。

——本日は貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

# 新JISマーク表示制度

## 国際的な基準の導入で グローバリズムに対応した第三者認証制度へ

2005年10月に始まった新しい「JISマーク表示制度」。

新制度は「50年来の大改革」と言われるほどの抜本的な改革です。

旧JIS制度が製造工場を認定するのに対し、新制度は製品そのものを認証。

対象製品範囲も大幅に拡大し、登録を受けた民間認証機関による第三者認証制度となりました。

そして何より大きいのが、産業界のグローバリズムの流れに対応し、

認証指針、品質管理、製品試験に国際基準が導入されていることです。

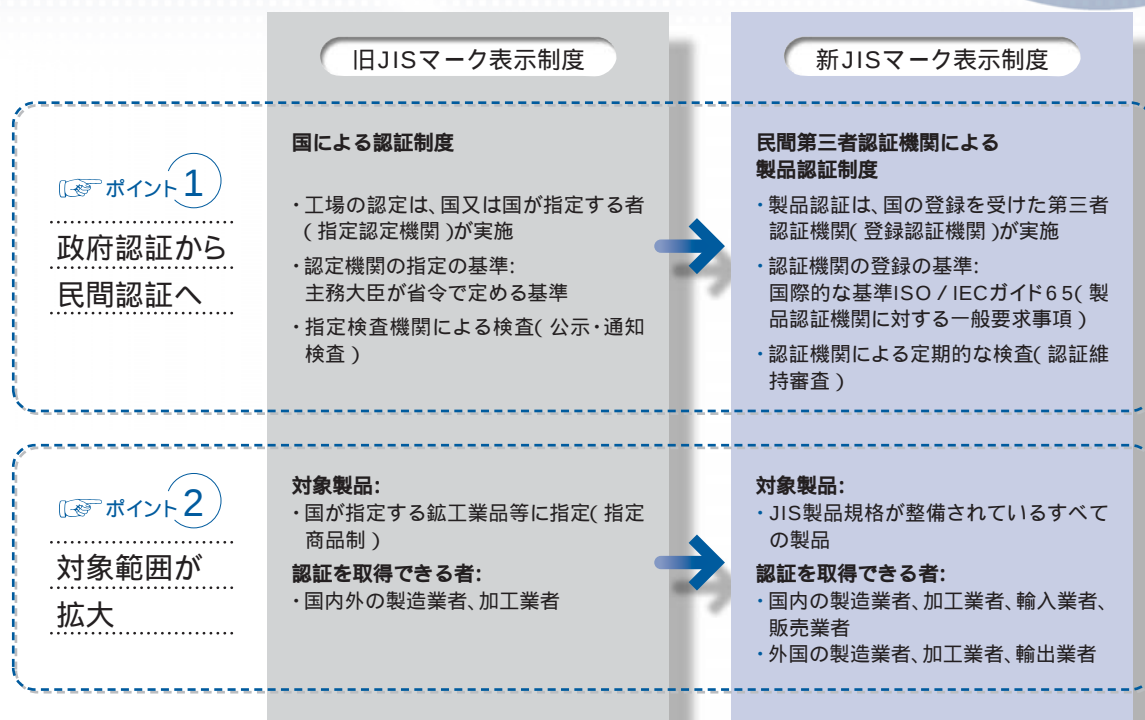
JQAは新制度開始と同時に認証機関として登録を受け、

JIS認証サービスをスタート。本特集では新制度に求められる役割、

その期待や課題などを、JQAによる新JIS認証第1号企業となった東陶機器株式会社、

学会・産業界の方々などへの取材を通し、多面的に検証していきます。

### ●新JISマーク表示制度の概要



## ISO9001と一体化した品質マネジメントをめざした新JISマーク認証取得

旧JISマーク表示制度下で衛生陶器JISマーク認定工場として約50年に及ぶ歴史を持ち、JISとの関わりが深い「東陶機器(株)衛陶生産本部」。2004年6月の工業標準化法改正とともに情報収集活動を開始し、2005年に入ってから新表示制度に備えたワーキンググループを発足させるなど、新JIS対応にいち早く取り組んできた。制度開始後第1号の認証取得者となった同社に、新JIS認証の可能性、さらには新制度のポイントのひとつでもあるISO9001の活用効果などについて話を聞いた。

### いち早い新JISマーク制度への対応は 今後の戦略上、有利と判断

2005年11月8日付で新JIS認証を取得。JQAによる認証第1号であると同時に、新JISマーク表示制度開始後、全国初の認証取得者となったのが東陶機器(以下TOTO)の衛陶生産本部だ。

トイレ、キッチン、バスルームなど、日常生活において『TOTO』のロゴマークを目にしないことが珍しいとさえいえる水回り機器のトップメーカーである同社。中でも、1917年の創業と同時に国産初の水洗便器を世に送り出したことに象徴されるように、衛生陶器はTOTOの原点であり、今なおその成長を支えるコア事業の一つである。

衛陶生産本部は国内に小倉、滋賀、中津の3拠点。海外が中国、ベトナムなど7カ国12拠点での生産体制を構築。年間生産数は国内約400万台、海外約800万台を誇る。

衛陶生産本部とJISマークとの関わりは長く、旧制度においてJIS表示認定工場となったのが小倉工場1956年、滋賀工場1962年、中津工場が1968年である。この背景には官公庁関連施設などの公共案件や企業間取引において、JISマーク製品が調達条件となる場合が多い、という事情があった。

今回の制度改正では、旧JIS制度下での認定工場には3年間の経過措置が設けられている。その意味では、新JIS制度がどういう方向に進んでいくかを「様子見」することも可能だった。しかしTOTOは逆に早い段階から改正への対応を決定、制度開始と同時に新JIS認証へと移行できるように準備を進めた。



常務執行役員  
衛陶生産本部本部長  
成井和雄氏

その狙いを常務執行役員 衛陶生産本部・成井和雄本部長は次のように話す。

「指定商品制が廃止され、衛生陶器の対象規格も広がっていくことが予想されます。従来の公共取引などにおける調達要件であることはもちろん、新JISマークの認知度が高まっていけば、消費者の製品選びの判断材料などにもより一

層活用されていくでしょう。また今後は、国内だけではなく、海外生産拠点における認証取得も考えています。そのためにも早めに新JIS認証への準備を行い社内体制を整備しておくことが、戦略上有利と考えたのです」

#### 東陶機器株式会社

創 立 1917年5月  
資本金 355億7,900万円  
(2005年3月現在)  
売上高 4,841億円  
(2004年度/連結)

#### 主要営業品目

##### ● レストルーム商品

衛生陶器(大便器、小便器、洗面器、手洗器など) / システムトイレ / 腰掛便器用シート(ウォッシュレットなど)など

##### ● バス・キッチン・洗面商品

ユニットバスルーム / 水栓金具 / 給湯機 / システムキッチン / 洗面化粧台など

##### ● その他

ニューセラミック / 浴室換気暖房乾燥機 / 食器洗い乾燥機など



認 証 取 得 者 東陶機器株式会社 衛陶生産本部  
認証に係る工場 小倉第一工場  
規 格 番 号 JIS A 5207  
認証対象製品 大便器 / 節水形大便器 / 小便器 / 洗浄タンク / 洗面器 / 手洗器

## 共通のマネジメントシステムで 複数工場一体での品質管理体制審査

新JIS認証は、「品質管理体制審査」と「製品試験」によって構成される。このうち品質管理体制審査の部分についてISO9001認証登録企業は、その登録結果を活用できるのが新制度の大きな特徴の一つだ。



衛陶生産本部  
衛陶品質保証部部長  
山本忠明氏

このISO9001の活用効果として、衛陶品質保証部・山本忠明部長は「JISとISOの一本化による品質管理体制の整理」をポイントに挙げ、具体的に「これまで品質に関する認証としてISOとJISが別個に動いていた部分もあったが、新JIS制度によってマネジメントシステムとしてのISOと製品認証のJISが一本のラインでつながり、より効率的で効果的な品質管理体制に整理し直せる」と言う。

さらに山本部長は、「品質管理体制審査が旧制度のように“工場ごと、事業所ごと”の認定ではないことが、一本化効果をより高める」とも指摘する。

ISO9001の2000年版対応と同時にTOTOではサイト統合を行い、マネジメントシステムを国内3工場共通の一つの仕組みとして動かしている。仮にISO9001が活用できても個々の工場ごとに体制審査が行われるとなると、本来一つのシステムであるものを分けて考えなくてはならず、結果JISとISOの並存状態は変わらない。しかし新JIS制度では共通の品質システムで運用されている場合、複数工場・事業所を審査対象とすることができるため、「ISO9001運用の実態に即した形でJISを一体化できる」（山本部長）と言うのだ。

現在、TOTOが取得している認証は小倉第一工場のみだが、早い時期にISO9001と同様、滋賀、中津を含めた新JIS認証へと動くとしている。

新JIS認証を構成するもう一つの要素、製品試験の部分に「苦労があった」と言うのは、衛陶品質保証部・丹羽和彦氏である。

新JIS認証での製品試験は(a)「登録認証機関の試験設備」、(b)「登録認証機関の下請負試験機関」、(c)「申請事業者の試験設備」のいずれかで実施。このうち(c)については登録認証機関によって装置・要員・手順などがISO/IEC17025(試



衛陶生産本部  
衛陶品質保証部  
衛陶品質企画グループ  
丹羽和彦氏

験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に該当しているかの確認が必要となる。

TOTOでは試験設備が特殊なことから、(c)の自社設備での試験を選択。当初ISO/IEC17025については、ISO9001での監視・測



TOTOの「ネオレスト」

定レベルで対応可能と考えていたが、『測定の特長サビリティ』への対応など、実際の試験に当たっては、急きょ新たな体制整備が必要だった」（丹羽氏）と言う。

ただそうした苦労はあったものの、一方で「従来のISO9001をベースとした製品検査体制にISO/IEC17025を導入したことによって、検査水準を高いレベルで標準化でき、信頼度の高い検査データを製造工程に素早くフィードバックするなど、品質マネジメント体制をより高いレベルに引き上げられる」（丹羽氏）ともみている。

## 国際標準に適合した制度として 海外市場での認知度向上にも期待

法改正にいち早く対応し、認証第1号となったTOTOでは、当然ながら新JIS制度への期待は高い。

規格品目の広がり、一般消費者へのPRなどとともに、成井本部長は「新JIS制度がISO/IECガイド67という国際基準に準拠した制度であることから、海外での認知度向上を期待している」と言う。

TOTOの衛生陶器全生産量のうち約6割が海外市場向け。海外でも品質、デザイン、技術力に重点を置いた「高級ブランド戦略」をとっているのが特徴である。

この戦略はすでに中国市場において、高級品ゾーンでNo.1シェアを獲得するなど実を結んでいるが、成井本部長は「ここに新JIS認証の国際認知が加わることで、『TOTO』がより一層高級ブランドとして認識され、浸透していくのではないかと」期待を寄せる。

またその期待の実現に向け、JIS登録認証機関に求める課題をこう指摘する。

「対象となる製品規格が広がっていき、今後は製品試験などでより高度な専門性が求められます。国内外のマーケットが信頼を寄せるJISマークとするためにも、認証機関にはそうした専門性にしっかりと対応した認証審査体制の構築が必要ではないでしょうか」



神奈川工科大学  
福祉システム工学科教授(工学博士)  
西原主計氏

## これからの新しい社会の あり方を見据えた 「消費者・生活者」視点での 規格の充実を

### JISと関わって40有余年 規格制定のエキスパート

—まず西原先生のこれまでの経歴、中でもJISとの関わりという点からお話しいただけますか。

西原 ● 私は1962年に当時の通産省工業技術院(現在の独立行政法人産業技術総合研究所)に入り、まず産業工学試験所に配属となりました。ここで梱包、中でも輸送梱包技術に関する規格や試験技術の開発を担当し、この業務に携わる過程で主に包装貨物に関する試験法規格—『包装貨物—水平衝撃試験方法』(JIS Z 0205)、『包装貨物—評価試験方法通則』(JIS Z 0200)—などに関わったのがJISとの最初の出会いです。

その後ロボットや振動関係の研究に従事したため、ややJISとは距離を置く形になったのですが、1992年に神奈川工科大学へと移るのとほぼ同時期に、社団法人日本包装技術協会から技術委員長を任せられ、包装に関するJISの見直しやISOのJIS化対応などを取りまとめてきました。

また現在、私は神奈川工科大学の福祉システム工学科の教授を務めていますが、この「福祉&工学」という視点からJISにも深く関わっています。例えば包装関係でいうと、力の弱い方でも簡単に開封ができるための設計規格『高齢者・障害者配慮設計指針—包装・容器』(JIS S 0021)やその試験法『高齢者・障害者配慮設計指針—包装・容器—開封性試験方法』(JIS S 0022)があります。また皆さんの携帯電話を見ていただくとわかりますが、数字の5の所にわずかに突起が出ています。これなども、私が関わった『高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示』(JIS S 0011)に基づくものです。

### 工業の発展から、豊かな暮らしへ 新JIS制度に必要な視点

—まさにJIS規格制定のエキスパートと言えますね。先生は、新制度をどうご覧になっていますか。

西原 ● 認証を取得する企業の立場から見たら、品質管理体制にISO9001を活用できることが利点だと言えるでしょう。私自身、多くの企業の方から「同じ品質関係でJISとISOという2つに取り組みなくてはならない」という、いわゆる二重構造を改善して欲しいという声を聞いてきました。

一方、視点をやらずらして消費者・生活者の立場から見ていくと、例えば高齢化社会であるとか、環境問題など私たちが抱えるこれからの課題に対応していくための制度であるべきだろうと思っています。

戦後、日本の工業が発展していく過程において、JIS規格が果たしてきた役割は大きいのは間違いありません。規格を定め、それに基づいた生産活動によって、日本の製品は世界のどこに出しても評価される品質レベルになったわけですから。皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、かつては鉛筆にもJISマークが付いていました。確か最も多い時で1万数千の指定商品がありましたが、それが徐々に減り鉛筆なども指定商品から除外されました。だからといって鉛筆の品質が下がったかといえば違いますよね。言うなればそれは品質の標準化に一定の役割を終え、指定商品から外れていったわけです。

もちろん生コンや鉄筋などのように、この先も規格を維持していく必要性の高い多くの分野があります。ただ一方で、これからのJISは「新しい社会のあり方」のために進んでいくべきで、そのために重要なものの一つが「消

費者・生活者」、中でも「高齢者・障害者」の立場からの視点であると考えています。

—新JIS制度はISO/IECガイド28をベースにして、国際適合性を高めたことが大きな特徴です。「高齢者・障害者」問題は日本だけのテーマではないわけですから、「国際標準化」というのも重要になってきませんか。

西原 ● 確かにそうですね。

先ほどJISとの関わりでお話しした一連の『高齢者・障害者配慮設計指針』は、ISO/IECガイド71(高齢者及び障害者のニーズに対応する規格作成者のための指針)をJIS化したものですが、実はこのガイド71は日本からの提案によって2001年に国際標準になったものです。現在、経済産業省ではガイド71をベースにさまざまな分野でJIS化を行い、さらにそのJIS原案をISOに国際規格として提案していくことを進めています。その意味では、この分野で日本が先駆者として世界を牽引していく可能性も大きいと言えるでしょう。

### 生活の安全を守る目付け役として 認証機関に求められる厳格性

—今後の制度運用に求められる課題としては、何が挙げられますか。

西原 ● 新JISマーク表示制度の認証対象品となるには、品質要求事項、試験方法、表示に関する事項などがそのJIS規格に完備されていなくてはならず、例えば一部の事項しか定めていない規格は対象となりません。現在、私が規格制定に関わっているユニバーサル・デザインの評価法規格などは、その点から規格となってもおそらくJISマーク表示までには至らないのでは、と思われます。このように認証対象品にまではならないものの、消費者の商品購入判断をサポートするために役立つJIS規格はいろいろあると思うのです。こうした規格を活用する手段が何か考えられないか、と個人的には思いますね。

—最後に、認証機関への提言をお願いします。

西原 ● それはひと言「厳格性」です。認証機関はたいへんな役目であることは十分承知していますが、消費者・生活者の、さらには社会の安全を守っていくために欠かせない品質のお目付け役なわけですから。

## JQA・新JIS認証サービスの紹介

# JQAの持つ総合力を活かし 新制度への幅広いニーズに対応

JQAは2005年10月3日付で経済産業省より新JISマーク表示制度における認証機関として認定を受け、同時にJIS認証事業を開始しました。準備室の開設以来、1年6ヵ月にわたって組織、スタッフ、審査技術などの検討・改善を図り、登録認証機関の中でも最大の14区分752規格に対応しています。サプライチェーンの構築、CSR経営など、産業界の直面する課題に新JISマークがいかに関与していくか、登録認証機関として果たす役割などをJIS認証事業部に聞きました。



矢野 忠行  
JIS認証事業部部長



高瀬 弥  
JIS認証事業部業務課課長

### 【新JISマーク表示制度への対応】

#### 1年以上にわたって 組織、システム、審査技術などを検討

JQAでは2004年4月に工業標準化法改正の動きに合わせて新JIS認証準備室を開設し、新制度への対応を進め

てきました。実際の法改正は同年6月ですから、準備室開設当時は制度改正の大枠は見えていたものの、一般認証指針などが示されていない、いわば手さぐり状態からのスタートだったと言えます。

その後、認証機関の登録に関してはISO / IECガイド

### Point of View

#### 新JISマーク表示制度への期待



NTT東日本  
資材調達センター 企画部門長・品質管理部門長  
武井 雅樹氏

### ステークホルダーが 個々の責任を果たし 制度を健全に 育成・発展させることが大切

#### QMS確立が サプライヤー選定の前提条件

—NTT東日本の資材調達。その現状から  
教えていただけますか。

武井 ● NTT東日本の資材調達は大きく二つに分けられます。一つが当社で性能、仕様などをきっちりと規定し、それに基づいた設計をお願いして納入していただく、いわゆるNTT仕様の製品。これが調達額でいうと年間2,000億円程度。一方、NTT仕様ではない汎用製品の調達、こちらが年間約300億規模です。

業務の公共性、社会インフラとしての通信網ということを考えると、性能や安全性をしっ

かりと確認したNTT仕様製品を一定の割合で使っていくことは、この先も変わらないでしょう。しかし、通信に関わる技術は日進月歩で進化しており、独自仕様にこだわらなくとも、優れた技術、製品が世の中にはたくさん出ています。通信サービス分野の低価格化、そうした市場環境において競争力を維持していくためにも、可能な範囲で仕様製品から汎用製品へとシフトし、コストダウンを図っていくというのが今後の調達の大きな方向性といえます。

そこで重要になってくるのが品質をどう担保するかです。NTT東日本ではサプライヤーを選定するにあたって、個別の製品機能を見るだけでなく、製品製造過程全般に及ぶ品

質マネジメントを重視しています。そのためNTT仕様製品を任せるサプライヤーには、NQAS<sup>\*1</sup>という当社独自の品質マネジメント規格を取得いただいています。これはISO9001をベースに、プラス当社独自の要求項目を満たしていただくものです。また汎用製品に関しては、ISO9001相当の品質管理の仕組みを構築していることを条件としています。

—NTT東日本のそうした資材調達の流れにおいて、新JIS制度はどう寄与していくのでしょうか。

武井 ● 私たちは資材調達のポイントをQuality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期）という三つの側面からとらえています。その点で、先ほど汎用品活用の幅を広げるのが大きな流れと申し上げましたが、一方でもう一つ、現場で判断して調達できるものは、どんどん現場に任せていこうという動きがあります。現場において必要な物を必要な時にタイムリーに発注することで、結果としてQCDを高いレベルで満足させる調達が可能となると考えるからです。

ただし、ここでも鍵を握るのは品質保証です。現場で新規の製品を購入する度に品質

●表 認証対象区分一覧( JQAで認証可能な区分並びに規格数 )

|   |                |   |              |   |                        |
|---|----------------|---|--------------|---|------------------------|
| A | 土木及び建築<br>46規格 | B | 一般機械<br>85規格 | C | 電子機器及び<br>電気機械<br>53規格 |
| D | 自動車<br>2規格     | E | 鉄道<br>7規格    | G | 鉄鋼<br>89規格             |
| H | 非鉄金属<br>37規格   | K | 化学<br>356規格  | M | 鉱山<br>2規格              |
| P | パルプ及び紙<br>2規格  | R | 窯業<br>25規格   | S | 日用品<br>17規格            |
| T | 医療安全用具<br>7規格  | Z | その他<br>24規格  |   |                        |

品試験能力、さらにその製品試験場所がISO / IEC17025要求事項を満足する能力を保有しているかを判断する能力が求められます。

これら三つを、広範囲な製品・技術分野でカバーできる認証機関はなかなかありません。その中で、やや手前味噌になりますが、JQAはマネジメントシステム審査、製品試験など幅広い実績を有しています。その意味ではJQAの持つ総合力を発揮できるのが、新JIS制度でもあると自負しています。

JQAの総合力を象徴するのがスタッフ体制です。JIS認

65、認証手順はISO / IECガイド28、製品試験についてはJIS Q 17025といった基準が示されるのに合わせ、組織構造のあり方、認証システムの運用方法、審査技術など約1年間にわたって検討。その間、お客様から新JIS制度に関する問い合わせも多かったため、一般認証指針のドラフトが出た2005年3月には新JISマークに関するセミナーを開催するなど、啓蒙活動にも取り組んできました。

2005年4月には準備室を発展的に解消しJIS認証事業部を設立。すぐに登録認証機関の申請、9月に登録審査を受審、そして10月3日の制度開始とともに経済産業省から認証機関として登録を受け、同時にJIS認証事業を開始したというのがここまでの大きな流れです。

## 【認証範囲】

### 新JIS登録認証機関最大の 14区分752規格をカバー

JQAが認証サービスを提供できるのは14区分752規格。現在登録されている認証機関のうち、最も広い範囲をカバーしています(表参照)。

新JIS制度における登録認証機関には大きく三つの資質—工場審査におけるISO9001に準拠した審査能力、製

を監査していたら、その時点でQCDとはなりません。そこでJIS認証などが、調達の一つの判断材料になることは間違いないでしょう。特に新JIS制度は個別の製品検査に加え、品質管理体制をJISが定める規格に従って整備しているか、製品認証の背景として製造工場の品質管理体制が審査されます。これは先に申し上げたNTTのサプライヤー選定ポリシーとも合致します。

## 信頼に足り得る 保証レベルであること

—新JIS制度によって対象製品範囲、規格区分が大きく拡大しました。具体的に調達で活用していくという動きは出ているのでしょうか。  
武井 ●旧JIS制度の時代から活用していた部分は、そのまま継続して調達の基準として利用するのはもちろんですが、今後、対象範囲が拡大して、調達基準として問題ないと判断することができれば活用していくことになるでしょう。その意味では電気通信設備に関する規格が増えていった欲しいと思いますし、特

にソフトウェアとか集積回路など、より高度化したものにも対応できる規格が出てくることを期待しています。

—インターネットなど通信業界の進歩は非常に早く、日進月歩の技術革新が進んでいます。そうした先進分野に規格が対応していくのは、なかなか難しい面もあると思うのですが。

武井 ●JISがそうした最先端の分野にすべて対応しなくてはならないか、といえそうではないと思います。例えばVoIP( Voice over Internet Protocol )<sup>\*2</sup>といった最先端部分は私たち自身が研究し、調達に関してはNTT仕様に基づいて製品の安全性を担保していく。一方でこねてきた技術分野などはパブリックドメインとして規格化し、効率化のためにどんどん活用していく。個々の企業に依拠する部分と公の規格を活用する部分、この両者のバランスをどう考えていくか、それはまさに個々の企業戦略でしょう。

—新JIS制度の発展に必要なものは何であると思われますか。

武井 ●基準そのものの信頼性はもちろんですが、民間による認証制度も信頼されるものでなければなりません。昨今話題になっている

建築のような、制度運用を過った方向に持っていないこと、社会、消費者から信頼される制度でなければならないでしょうね。

NTTではかつて品質監査機能を担う部署に約300人の人員を配置していましたが、今では東西合わせても20数名ほどです。一方で品質の維持が企業経営に及ぼす重要度は、人員の減少と反比例するように高まっています。ではNTTがその人員でいかに品質を担保しているかといえば、NQASに代表される独自システムやISO9001などの第三者認証制度による部分が大きいのです。

NTT東日本のサービスを提供していく上で大前提「安心、信頼、安全」のためにも新JIS制度には期待していますし、そのためには制度開始がゴールではなく、関わるステークホルダーすべてが、この制度を育てていくためにそれぞれの責任を果たしていくことが大切だと考えます。

<sup>\*1</sup> NQAS( New Quality Assurance System between first and second parties )  
日本電信電話株式会社はISO9001シリーズをベースとしたNTT品質システム要求事項への適合性検査、品質機能試験、フィールド情報処理を実施し、納入メーカーの品質システムの有効性を確認し、納入メーカーによる品質保証に基づいて納入を受け入れる品質管理体系で、1995年11月に制定。

<sup>\*2</sup> インターネットやイントラネットなどのTCP/IPネットワークを使って音声データを送受信する技術。IP電話などに用いられる。

証事業部専任スタッフ以外に、全国拠点の審査員、17025調査員、立会試験員など、JQA全体で合わせて約100名の体制で新JIS認証サービスに対応しています。この体制は対象規格を広げていくのに合わせ、今後さらに拡充していくのはもちろんです。

#### 【認証手続き】

### 工場審査の一部に

### ISO9001登録結果を活用できる

具体的な認証フローについては14頁を参照いただくとして、ここではざっと流れの概要をご説明しましょう。

まず申し込みを受け付け、適用のJIS規格、認証区分条件が何に該当するかを決定。次に初回適合性評価として工場審査、製品試験を行います。この結果、新JISが定める認証指針の要求事項を満足していれば、認証決定となるわけですが、その途中段階にJQAとお申し込み企業との間で認証マークの使用に関する契約書を締結していただき、その後、認証書の発行、認証製品の公表など認証完了手続きへと移ります。また認証完了後も認証の維持には定期的なサーベイランスが義務付けられており、

認証維持工場審査、認証維持製品試験が認証日から3年ごとに1回の頻度で定期的実施されます。

新JIS制度がISOを大幅に取り入れたことで、「既存のISO9001登録組織にとってのメリットがあるのか?」。これは、おそらく多くの方が興味を持っておられる部分かと思います。

先に示した認証の流れで言いますと、工場審査の部分でISO9001登録組織は、その審査登録結果を活用することが可能です。

新JIS制度では工場審査における品質管理体制審査を「一般認証指針附属書2の基準(A)」もしくは「一般認証指針附属書2の基準(B)」いずれで行うかを選択しますが、このうち後者の基準(B)は、ISO9001またはJIS Q 9001に基づく品質管理体制に該当します。

つまりISO9001を登録している組織ならば、その審査登録結果を活用し、JIS認証における工場審査の一部を省略することができるというわけです。さらに、JQAのISO9001登録組織の場合は、「一般認証指針附属書2の基準(B)」のISO9001に該当する部分のうち、JQA内部で確認可能な審査報告書など審査関連文書を活用することで、現地審査を軽減することができます。

#### Point of View

### 新JISマーク表示制度への期待



全国生コンクリート工業組合連合会  
技術委員会委員長  
吉兼 亨氏

## 製造者責任を全うすることが 新制度普及への第一歩

### 生コン産業は 旧JISマークの“最大勢力”

#### —全国生コンクリート工業組合連合会(全生連)の活動内容を教えてください。

吉兼 ● 全生連は、生コンクリート製造業者の組織として都道府県単位で展開する工業組合の連合会として、昭和50年に発足しました。現在、2,766社3,197工場が組合員として加入しており、業界全体のレベルアップをめざし、組合員に対する技術的な指導や共同事業を展開しています。

—産業界全体の中で、生コンクリート(以下、生コン)産業は、旧JISマークが最も普及している分野だと聞いています。これまでのJIS

マーク制度が、果たしてきた役割についてお聞かせください。

吉兼 ● 生コンがJISの指定商品になったのは昭和40年で、JIS認定工場数は6月末現在、認定JIS工場全体の3分の1弱に相当する3,938件にのびます。生コン製造工場全体で見ても、おそらく90%を超える取得率だと思います。JISマークがこれほどまでに普及したのは昭和40年代半ば以降で、公共事業に関する仕様書に「JISマーク製品の使用」が指定されるようになったことが背景にあります。これをきっかけに、多くの製造者が「JISマークがなければビジネスにならない」と考えるようになり、JISマーク取得に乗り出したのです。昭和40年代後半から50年代前半にかけて、品質保証の裏付けとしてJISマークは市場に高く評価されました

が、取得率が高まるのに従って、いわば運転免許证のように取得が絶対要件になったことで、付加価値がなくなってしまったのも事実です。ただ、生コン産業全体が「品質」に目を向けるようになったという意味で、JISマークが果たしてきた役割は非常に大きかったと思います。

—2005年10月にスタートした新JISマーク制度が、生コン産業に及ぼす影響について、どうお考えですか。

吉兼 ● やはり一番のポイントは、工場認定から製品認証に変わった点ですね。これに伴い、審査方法も従来制度では工場審査が主体で製品検査は確認のためのものだったのが、製品検査が主体となり、工場審査が従となって表裏が逆になりました。これにより、認証取得をめざす企業にとって製品検査の負担と緊張感が若干増える分、製品の品質保証への意識改革も必要になってくるでしょう。

また、資材や工程管理の試験を実施する際に、外部の試験員や試験場の活用が認められた点も、新制度の注目される特徴の一つです。従来、自前の検査設備が必要だった生コン製造工場にとって、このシステムを活用することによって試験業務の集約化でコストダウンが図れるだけでなく、専門家の集約による管理

## 【課題 / 展望】

さらに拡充する製品規格に  
総合的な対応を図っていく

制度発展のための課題としては、時代の潮流を考えると、海外の認証制度との相互認証協定の締結が挙げられます。旧JIS制度は、国内独自の制度としてグローバル化と乖離した部分があったのに対し、新制度はその骨格部分がISOという国際標準に準拠した形になっているわけですから。

「日本市場に輸出する部品に、JISマークを付けて出荷したい」というように、すでに海外企業から新JIS制度に関する問い合わせが非常に多く寄せられており、その注目度は高まっています。今後セットメーカーやアッセンブリメーカーさんが、サプライチェーン構築の一つの方策として部品調達基準にJISを積極的に活用いただくことで、さらに海外での知名度が向上。それがひいては相互認証へとつながっていくと期待しています。

一方で、そのためにはユーザー企業さんが活用するに足り得る制度として、さらなる改善や拡充が必要なのは言うまでもありません。

例えば、インテリア関係の資材などはニーズに合わせて

デザインをさまざまに変更していきますが、少し変わったものになるとJIS規格から外れてしまう。機能的にはJISと同等の品質を有していても、マークを付けられないケースも多いのです。その点では規格を、品質を左右するコア部分に絞り込み、寸法などについては自由度を持たせるなどの改善が必要な部分もあるのではないのでしょうか。

私たち登録認証機関の課題は、さらに拡充する製品規格への認証対応です。現在、規格が整備されていないために認証可能な規格となっていない製品が約4,000あるといわれていますし、さらに今後、環境性能など特定側面の規格も予定されています。

それらに対応できるスタッフینگ、人材教育、審査体制を整えることは相当に大変であることは間違いありません。しかし新制度が産業界はもちろんエンドユーザーにとっても、安心して製品を選ぶ基準として発展していくためには、一信頼性を保つための審査クオリティを確保するのは当然の前提とし、多くの企業に制度を活用していただく必要があり、ニーズのある規格に対応していくのは認証機関、中でもISOで数多くの実績を持ち、総合力を誇るJQAの責務だと考えています。

試験を通じて、集約グループ工場全体における技術レベルの維持・向上も期待できます。生コン産業では、多くの県の工業組合が共同試験場を保有しており、その活用が期待されていますが、さらにISO / IEC17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)の認証を取得しているところもあり、JISの認証審査における製品試験場として活用することも可能になりました。

日本の生コン産業は、中小規模の製造工場が多く、需要が伸び悩む中で経営的に苦しいところも少なくないという問題を抱えています。今後は、資材および品質管理試験場の共有をひとつのきっかけに、経営の共同化にまで発展するケースが出てくるかもしれません。このように、新JISマーク制度への移行が、業界全体が抱えている問題解決の引き金になる可能性も大いにあります。

組合員企業の大半が  
新JISマークに移行へ

—国際整合に配慮した内容に改正されたことも、新制度の特徴の一つに挙げられます。こ

の点に関してはいかがですか。

吉兼 ● 国内の生コン産業自体にとって、国際整合に配慮した変更点は、さほど影響はないだろうと思います。生コンに関連する分野としては、セメント業界の動向に注目しています。これまでセメントはJISの指定商品ではありませんでしたが、指定商品制が廃止になったことで、新制度ではJISマークを取得できるようになります。そうすると、例えば海外のセメント工場がJISを取得して、日本国内でJISマーク製品を販売する可能性もないとは言えません。それに対し、日本国内のセメントがJISを取得していないということになれば、競争力という点において少なからず影響が出てくるのではないのでしょうか。

—新制度への移行に関して、組合員企業の反応はいかがですか。

吉兼 ● 冒頭に申し上げたように、生コン産業はJISマークが非常に普及しており、新制度への移行に対する組合員企業の関心も高かったですね。全生連としても、制度改正のポイントや認証取得のための具体的な手順などの情報提供に努めた結果、新制度への移行については特に混乱もなく受け入れられていると思います。少なくとも営業を継続されたいところを別にすれば、大部分の組合員企業が切り替え期限内に

新JISマークに移行するだろうとみています。

—新制度が普及するためのポイントについて、お聞かせください。

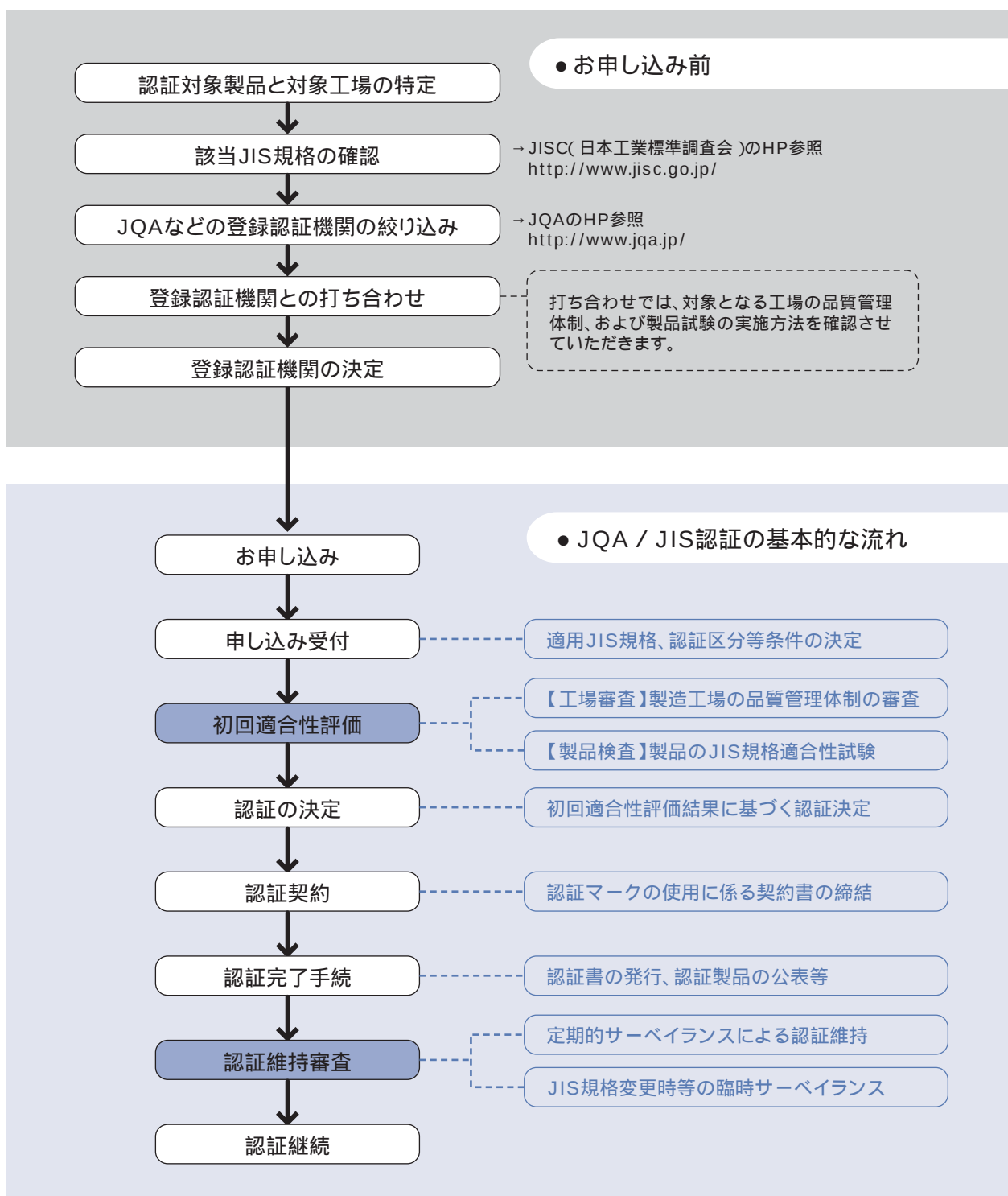
吉兼 ● やはり、ユーザーが新JISマーク制度をどう評価するかにかかってくるのではないのでしょうか。そうはいっても、新制度はスタートしたばかりなので、答えが出るまでには時間がかかるだろうと思います。ただ一つ、はっきり言えるのは、われわれメーカーが新制度を活用しながら製造者責任を全うし、登録認証機関とともに品質の信頼性向上に努めること。このことが、新制度が普及・発展していくための第一歩だと考えています。

—最後に、新制度に関して何か期待することはありますか。

吉兼 ● 生コン産業の立場から言わせていただくと、品質の信頼性をさらに高めていく上で、製品原料の70%近くを占める骨材の存在はとても重要です。しかし残念なことに、これまで骨材業界全体に占めるJISの取得率は、一桁台で高くありませんでした。今回の新制度移行をきっかけに、原料メーカーがJIS取得に取り組むことで、生コン製造の川上から川下まで品質管理が強化され、生コンのさらなる信頼性向上につながるものと期待しています。

## 新JISマーク表示制度認証を受けようとする事業者の方々へ

新JISマーク表示制度は、2005年10月1日にスタートしました。新JISマークの表示をするためには、旧工業標準化法に基づくJIS認定工場であっても、新たに登録認証機関から認証を取得する必要があります。ここでは、新JISマークの認証フローを紹介します。



認証申し込み受付から認証書発行までの標準的な処理期間は、2～4ヵ月となっています(ただし、是正処置など申込者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます)。

### ■ お問い合わせ先

財団法人 日本品質保証機構 / JIS認証事業部  
TEL.03-6212-9239 FAX.03-6212-9002

## 適用除外項目など 詳細が見え始めてきた『RoHS指令』

まずは適用がスタートした『WEEE指令』から見ていきましょう。

この指令は電気・電子機器廃棄物の発生予防を最優先目標とし、EU市場に投入される電気・電子機器の製造者（または輸入者）に、使用済み機器の回収・リサイクルシステムの構築、製品に「リサイクル義務対象製品」を表示するマークの貼付けを義務化するもので、EUでは2005年8月13日から適用を開始するとしていました。

しかし現状は、フランス、オランダのように適用開始にあわせて国内法を整備して厳格に規制を行う国、いまだ国内法令が確定していないイギリス、さらに製品へのマーク表示導入時期を延期しているドイツなど、その対応はさまざま

です（表1）。現行、非対応の国々における商取引では『WEEE指令』の規制を受けないわけですが、欧州委員会では対応が遅れている国々に対し、早急な法制化を促す警告書を送付していることから、早晚これらの国でも国内法の整備が進むとみられています。

一方、電気・電子機器の製品設計、生産段階で特定化学物質6物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル PBB、ポリ臭化ジフェニルエーテル PBDE）の使用を原則的に禁じる『RoHS指令』は2006年7月から適用が開始されます。欧州市場に製品が届くまでの時間を考えると、逆算して規制開始の数ヵ月前から対応をしなくてはならないわけですが、これまでなかなか規制の詳細が固まっていなかったため、各社は見込みで対応しているという状況でした。

その最大の要因となっているのが「適用除外項目」の設定です。対象6物質のうち、製品によってはそれに代わる材料・

## JQA Report

# 動き始めた製品含有化学物質管理規制



企画センター  
企画部次長  
小笠原康治



審査センター  
品質審査第1部参与  
垣生 学

『WEEE / RoHS指令』に代表されるヨーロッパを中心とした製品含有化学物質管理規制については、本誌2005夏号（Vol.8）でもその動向をご報告しました。今号では『WEEE指令』が2005年8月から適用がスタート、適用が目前に迫りながら、その詳細がなかなか見えてこなかった『RoHS指令』についても徐々にその内容が固まりつつあることを受け、その後の動き、さらには日本国内の業界・企業の対応などについて、最新の状況をレポートします。

技術などが確立できていないものがあります。EUではそうしたものに關しては、特例的に規制を適用除外するとし、当初、小型蛍光灯や高融点はんだなどの9項目が公布されていました。その後、技術適用委員会（TAC）でその他の適

用除外項目に関する追加検討を行い、2005年2月までに確定させる予定でしたが、予想以上に多くの適用除外要求が提出されたほか、EU議会から適用除外自体への疑義が出されるなどして結論が出ない状態が続いていたのです。

（表1）この部分の図表は版權の都合により削除いたしました

しかしここにきてようやく規制の詳細が見え始めてきました。まず禁止6物質の最大許容濃度が8月に公示されました。具体的には均質材料当たりの重量濃度でカドミウムが0.01%、その他が0.1%というもので、これは2000年に発効した『廃自動車(ELV)指令』において使用制限している重金属の最大許容濃度と同等の値です。問題となっていた適用除外についても10月からDecaBDE、鉛-青銅軸受などの追加項目が公示され始めています。現段階での新たに追加された主な適用除外項目は(表2)のとおりですが、今後もしばらくは追加公示が予想されます。

## EUの新化学物質規制

### 『REACH規則』は2007年にも発効か

直近の課題は『WEEE / RoHS指令』への対応であることは間違いありませんが、一方で、化学物質規制はそれで完結するわけではありません。2005年7月にはすべてのエネルギーを使用する製品(人や物の輸送手段は除くため自動車、船、飛行機などは対象外)にエコデザインを要求する『EuP指令』が公示されたほか、現在、検討が続けられているEUの新化学物質規制『REACH規則』が早ければ2007年にも発効すると予想されています。

『REACH規則』では既存・新規の別なく、EU域内で年間1トン以上製造・輸入する場合は登録が必要となり、年間10トン以上の場合は化学品安全性報告書の作成が義務付けられます。人の健康や環境に対する化学物質のリスク評価は、既存物質に対しては実施されることなく使用し続けられ、新規物質については、国や公的機関がリストアップした化学物質についてリスク評価を行ってきましたが、その作業はなかなか進んでいませんでした。そこで、『REACH規則』はそれを根本から見直し、化学品の安全性証明を全面的に産業界に移行しようというものです(表3)。また、この『REACH規則』は『WEEE / RoHS指令』と性格を異にし指令ではなく規則。つまり各国の国内法を制定することなく公示と同時にEU全域に対して規制が均一にかかってきます。

(表2) 2005年10月に追加公示された主なRoHS指令適用除外項目

DecaBDE / 鉛-青銅軸受の鉛 / 電気接点中のカドミウム / ピンコネクタ中の鉛 / 熱伝導モジュールC-RINGの塗膜材料としての鉛 / 光学・フィルタガラス中の鉛及びカドミウム / 鉛成分が80~85%のピンとマイクロプロセッサパッケージの接合用の2成分以上のはんだ中の鉛 / 集積回路フリップチップパッケージ中のキャリアと半導体間の電気接点を仕上げるはんだ中の鉛

(表3) EUの『REACH規則』の概要

|    |                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------|
| 登録 | 取引量1トン以上の化学物質データ、用途データを中央データベースに登録(10トン以上は化学品安全性報告書)。                        |
| 評価 | 100トン以上の物質は各国当局がデータを分析し評価試験の必要性判断。リスク評価は産業界。                                 |
| 認可 | 発がん性、変異原性、生殖毒性、難分解性、高生体蓄積性物質は原則使用禁止。<br>使用に伴うリスクの管理(暴露防止)社会的便益がリスクを上回る場合に認可。 |

前記のとおり早ければ2007年にも発効するとみられ、現在、検討が続けられている段階ですが、「化学物質輸出に際してのコスト負担」「年間生産量の少ない化学物質が市場からなくなる」といった問題点を指摘する声が産業界などから上がっています。いずれにしても今後の議論の方向を注視していく必要があるでしょう。

## JIGは情報開示すべき化学物質に 合計24物質を指定

次に日本国内における化学物質規制対応。まずは法整備から見ていきましょう。

経済産業省が産業構造審議会の中に「製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ」を設置し、法制化への議論を続けていたことは前回もお知らせしました。この議論は8月まで行われ、最終的に「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて」というまとめで発表しています。そこではライフサイクルを考慮した環境配慮設計の推進、製品に含有する物質情報の開示・モニタリングの実施が記されており、これを基に経済産業省では『資源有効利用促進法』の政省令の改正を行い2006年7月からの施行を予定しています。

改正ポイントはパソコン、エアコン、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機の計7製品を対象に『RoHS指令』と同様の特定化学物質6物質について「含有物質情報の開示」を義務付けたこと。含有箇所、含有量の表示についてはJIS(通称J-Moss)で規定することになっています。

サプライチェーン間の情報提供方法など技術的な含有情報開示手順については「共通化は必要」としながらも、「法規制で行うのは不要」というのが経済産業省の基本スタンスで、産業界主導による情報伝達手段の整備・構築に期待を寄せているようです。

その情報伝達手段の整備・構築についてはいくつかの動きが具体化していますが、『WEEE / RoHS指令』に対応したものとしては、電機・情報・事務機器メーカーなどで組織された任意団体「グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)」の動きがあります。

JGPSSIでは含有化学物質の調査・回答を支える仕組みとして「調達調査共通化ガイドライン」を作成。EICTA(欧州情報通信技術製造者協会)、EIA(米国電子工業会)との合意による「電子部品材料の含有量の報告に関する国際的なジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)」を発表しました。ここでは開示すべき化学物質を『RoHS指令』対象6物質に加え、

他の法制度の規制を受ける9物質の計15物質、さらに環境・健康・安全面から重大な影響があると業界が判断した9物質の合計24物質としています(表4)。しかし、セトメーカーの中にはこの24物質以外の物質についても独自の基準に基づいて情報開示を求める例もあり、こうした要求のバラツキが素材・部品メーカーからの情報伝達を滞らせている一因にもなっており、経済産業省と産業界との間で、話し合いの場がもたれています。

## 個別企業の取り組みを示した JGPSSIの「管理ガイドライン」

法整備などの枠組みが固まる中、個々の企業、組織においては、具体的にどのような体制で化学物質管理の仕組みを構築していくかが大きな課題となってきます。

これについてJGPSSIでは、製品含有化学物質情報管理認証制度検討委員会が作成したドラフトを傘下企業において検証、その結果を踏まえた「製品含有化学物質管理ガイドライン」を2005年9月27日に発行しています。

このガイドラインは素材メーカーからセトメーカーまで、サプライチェーンに関わる企業が、含有化学物質情報の信頼性を確保するために自社内で実践すべき事項について示したもので、ドラフトに比べてマネジメントシステムとしての形態が整っています。ガイドラインにおける実施項目とISO9001、ISO14001要求項目との対比表も示されており、既存のマネジメントシステム活動の中に、どのように含有化学物質管理を位置付けるかが明確にできる工夫が提示されています(次頁・表5)。その意味では「製品含有化学物質管理ガイドライン」は、サプライチェーン各社の共通基盤づくりを考える上で、一つのテンプレートになっていくとみられます。

## 製品含有化学物質の管理に ISOが果たす役割

ISO9001 / 14001との関係が出たところで、ISOとしては化学物質規制の動きにどう対応しているのか、ということに視点を移しましょう。

ISOにおける電気・電子分野の規格・標準制定を担当しているのは国際電気標準会議(IEC)になりますが、現在IECでは『WEEE / RoHS指令』『EuP指令』をはじめ、アメリカや中国の電気・電子機器に関する環境関連規制の動きに対し、新たな専門委員会(TC111)を設置し、環境関係の標準規格制定に向けて本格的な検討をスタートさせています。

ワーキング・グループとしては含有化学物質開示手順、環境配慮設計、特定含有化学物質試験方法があり、日本では

## (表4) JIGが指定する情報開示対象物質の一覧

調査対象化学物質リスト(レベルA)

| 物質群分類<br>No.(JGPSSI) | 材料 / 化学物質群                              | 閾値レベル                                  |
|----------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| C01                  | アスベスト類                                  | 意図的添加                                  |
| C02                  | 一部のアゾ染料・顔料                              | 意図的添加(適用については76 / 769 / EEC指令を参照)      |
| A05                  | カドミウム / カドミウム化合物                        | 75ppmまたは意図的添加                          |
| A07                  | 六価クロム / 六価クロム化合物                        | 1000ppmまたは意図的添加                        |
| A09                  | 鉛 / 鉛化合物                                | 1000ppmまたは意図的添加<br>300ppm(塩化ビニルケーブルのみ) |
| A10                  | 水銀 / 水銀化合物                              | 1000ppmまたは意図的添加                        |
| C04                  | オゾン層破壊物質( CFCs、<br>HCFCs、HBFCs、四塩化炭素等 ) | クラス : 意図的添加<br>クラス、HCFCs: 1000ppm      |
| B02                  | ポリ臭化ビフェニル類( PBB類 )                      | 1000ppmまたは意図的添加                        |
| B03                  | ポリ臭化ジフェニルエーテル類( PBDE類 )                 | 1000ppmまたは意図的添加                        |
| B05                  | ポリ塩化ビフェニル類( PCB類 )                      | 意図的添加                                  |
| B06                  | ポリ塩化ナフタレン( 塩素原子数が3以上 )                  | 意図的添加                                  |
| C06                  | 放射性物質                                   | 意図的添加                                  |
| B09                  | 一部の短鎖型塩化パラフィン                           | 意図的添加                                  |
| A18                  | トリブチルスズ( TBT )、トリフェニルスズ( TPT )          | 意図的添加                                  |
| A17                  | 酸化トリブチルスズ( TBTO )                       | 意図的添加                                  |

調査対象化学物質リスト(レベルB)

| 物質群分類<br>No.(JGPSSI) | 材料 / 化学物質群                                            | 閾値レベル   |
|----------------------|-------------------------------------------------------|---------|
| A01                  | アンチモン / アンチモン化合物                                      | 1000ppm |
| A02                  | ヒ素 / ヒ素化合物                                            | 1000ppm |
| A03                  | ベリリウム / ベリリウム化合物                                      | 1000ppm |
| A04                  | ビスマス / ビスマス化合物                                        | 1000ppm |
| B08                  | 臭素系難燃剤 ( PBB類またはPBDE類を除く )                            | 1000ppm |
| A11                  | ニッケル( 外部利用のみ )                                        | 1000ppm |
| C05                  | 一部のフタル酸エステル類                                          | 1000ppm |
| A13                  | セレン / セレン化合物                                          | 1000ppm |
| B07                  | ポリ塩化ビニル( PVC )<br>( 開示は、閾値を超える量が「存在する」 / 「存在しない」でよい ) | 1000ppm |

JGPSSIの「製品含有化学物質管理ガイドライン」では上記の24物質群を調査対象に含めることを推奨している

(社)電子情報技術産業協会( JEITA )に国内審議委員会を設け、各ワーキング・グループに委員を派遣して日本の技術力を反映すべく活動を続けています。TC111の幹事国はイタリアですが、国際議長に富士通の森紘一氏が就任。ある意味、これまで受け身の対応とならざるを得なかった日本としては、議論をリードできる好機にあると言えます。

TC111では標準化の目標を2007年末に設定。この原稿執筆段階ではまだ詳細は発表されていませんが、特定含有化学物質試験方法の国際規格原案を2005年12月中に作成するとしています。

『ELV指令』『WEEE指令』とヨーロッパにおいて自動車業界、電気・電子機器業界での製品含有化学物質規制がスタートしているわけですが、この流れは地域の拡大、対象物質・対象製品の拡大へと進んでいくことは想像に難くありません。いまだ規制の詳細については不透明な部分は残るものの、化学物質管理の巧拙が企業競争力の大きな要素となることは間違いなく、例えば現在『RoHS指令』の適用除外項目にある分野でも、そこにいち早く対応し克服することがビジネスチャンス、顧客満足の向上につながってくるでしょう。

個別企業が取り組む管理基準づくりを考える上では、前述のとおりJGPSSIの「製品含有化学物質管理ガイドライン」が現段階での候補として挙げられます。そしてこのガイドラ

インでも示されているように、ISO9001、ISO14001などの既存のマネジメントシステムが化学物質管理システムを構築する上での土台になり得るとも期待されています。

製品含有化学物質情報伝達の仕組みを、信頼性を担保

しながら労力やコスト低減を図っていき、社会にとって有効なシステムとして構築していく。行政、産業界などとともに、私たちもISOに関わる第三者認証機関として、果たすべき役割を模索していきたいと考えています。

(表5)製品含有化学物質管理ガイドラインの実施項目とISO要求項目との対照表

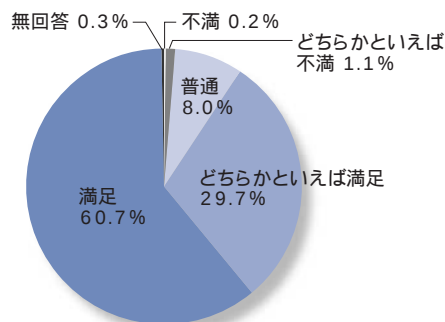
| 実施項目一覧表兼チェックシート               | ISO9001 / 2000年度版                                                                                                                                                                                                | ISO14001 / 2004年度版                           |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 製品含有化学物質管理ガイドライン              | 4 . 品質マネジメントシステム                                                                                                                                                                                                 | 4 . 環境マネジメントシステム要求事項                         |
| 1. 方針                         | 5 1 経営者のコミットメント<br>5 3 品質方針<br>8 5 1 継続的改善                                                                                                                                                                       | 4 2 環境方針                                     |
| 2. 計画策定                       |                                                                                                                                                                                                                  |                                              |
| 2-1 ニーズと要求事項の特定及び重点課題の分析      | 5 2 顧客重視                                                                                                                                                                                                         | 4 3 1 環境側面                                   |
| 2-1-1 法的、顧客及びその他の要求事項の明確化     | 7 2.1 製品に関連する要求事項の明確化                                                                                                                                                                                            | 4 3 2 法的及びその他の要求事項                           |
| 2-1-2 管理範囲の明確化                | 7 2.2 製品に関連する要求事項のレビュー                                                                                                                                                                                           |                                              |
| 2-2 目標の策定及び運営プロセスの計画          | 5 4 1 品質目標<br>5 4 2 品質マネジメントシステムの計画<br>8 5 1 継続的改善                                                                                                                                                               | 4 3 3 目的、目標及び実施計画                            |
| 2-3 組織体制、役割、責任の明確化            | 5 1 経営者のコミットメント<br>5 5 1 責任及び権限<br>5 5 2 管理責任者<br>6 1 資源の提供<br>6 3 インフラストラクチャー                                                                                                                                   | 4 4 1 (計画)資源・役割、責任及び権限                       |
| 3. 実施及び運営                     |                                                                                                                                                                                                                  |                                              |
| 3-1 運営管理                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                              |
| 3-1-1 設計・開発                   | 7 1 製品実現の計画<br>7 2.1 製品に関連する要求事項の明確化<br>7 2.2 製品に関連する要求事項のレビュー<br>7 2.3 顧客とのコミュニケーション<br>7 3 1 設計・開発の計画<br>7 3 2 設計・開発へのインプット<br>7 3 3 設計・開発からのアウトプット<br>7 3 4 設計・開発のレビュー<br>7 3 5 設計・開発の検証<br>7 3 6 設計・開発の妥当性確認 | 4 4 6 運用管理                                   |
| 3-1-2 含有情報入手・確認               | 7 4 1 購買プロセス<br>7 4 3 購買製品の検証                                                                                                                                                                                    |                                              |
| 3-1-3 購買管理                    | 7 4 1 購買プロセス<br>7 4 2 購買情報                                                                                                                                                                                       |                                              |
| 3-1-4 製造工程                    | 7 4 3 購買製品の検証                                                                                                                                                                                                    |                                              |
| 3-1-4-1 受け入れ確認                | 7 5 1 製造及びサービス提供の管理                                                                                                                                                                                              |                                              |
| 3-1-4-2 工程管理                  | 7 5 2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認<br>7 5 5 製品の保存                                                                                                                                                                    |                                              |
| 3-1-5 変更管理                    | 7 3 7 設計・開発の変更管理                                                                                                                                                                                                 |                                              |
| 3-1-6 出荷時の確認                  | 7 6 監視機器及び測定機器の管理<br>8 1 (測定、分析及び改善)一般<br>8 2.3 プロセスの監視及び測定<br>8 2.4 製品の監視及び測定<br>8 4 データの分析                                                                                                                     | 4 5 1 監視及び測定<br>4 5 2 順守評価                   |
| 3-1-7 不適合時の対応                 | 8 3 不適合製品の管理<br>8 4 データの分析<br>8 5 2 是正処置<br>8 5 3 予防処置                                                                                                                                                           | 4 5 3 不適合並びに是正処置及び予防処置<br>4 4 7 緊急事態への準備及び対応 |
| 3-2 人的資源のマネジメント(教育・訓練)        | 6 2.1 (人的資源)一般<br>6 2.2 力量、認識及び教育・訓練                                                                                                                                                                             | 4 4 2 力量、教育訓練及び自覚                            |
| 3-3 文書化及びその管理                 | 4 2.1 (文書化に関する要求事項)一般<br>4 2.3 文書管理<br>4 2.4 記録の管理                                                                                                                                                               | 4 4 4 文書類<br>4 4 5 文書管理<br>4 5 4 記録の管理       |
| 3-4 コミュニケーション(情報共有及び提供)       | 5 5 3 内部コミュニケーション<br>7 2.3 顧客とのコミュニケーション                                                                                                                                                                         | 4 4 3 コミュニケーション                              |
| 4. パフォーマンスの評価及び改善(実施状況の確認と改善) | 8 2.2 内部監査                                                                                                                                                                                                       | 4 5 5 内部監査                                   |
| 5. マネジメントレビュー(経営者による見直し)      | 5 1 経営者のコミットメント<br>5 6 1 (マネジメントレビュー)一般<br>5 6 2 マネジメントレビューへのインプット<br>5 6 3 マネジメントレビューからのアウトプット<br>8 5 1 継続的改善                                                                                                   | 4 6 マネジメントレビュー                               |

出典:JGPSSIの「製品含有化学物質管理ガイドライン」(第1版2005年9月27日発行)

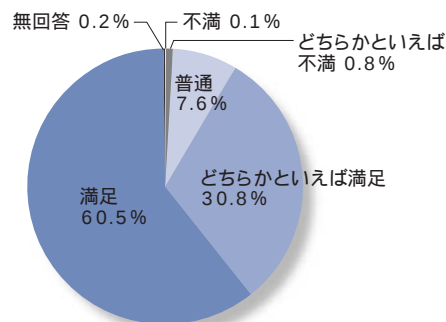
# JQA審査に関するアンケート調査 / 結果のご報告

この調査結果は、2004年4月～2005年9月の間に寄せられたアンケートの回答  
26,788件(登録審査、定期審査、更新審査、予備審査、文書チェックおよびマニュアル  
チェックの回答の合計)を集計したものです。

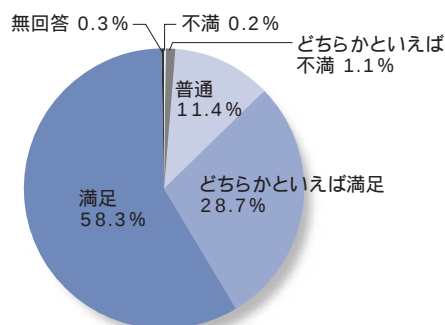
- 今回の審査は、総合的にご満足いただけたでしょうか？



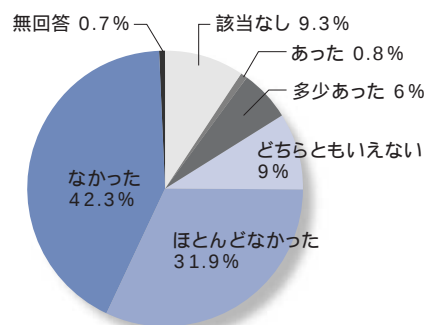
- 指摘内容、コメントは貴社のマネジメントシステムの向上にとって有益でしたか？



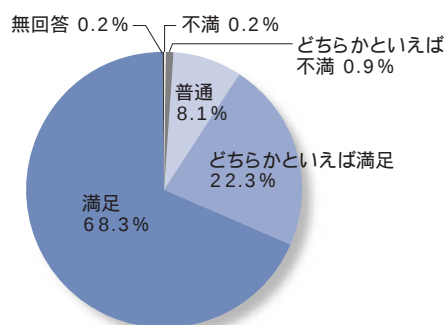
- 審査は貴社の業態に沿った適切な内容でしたか？



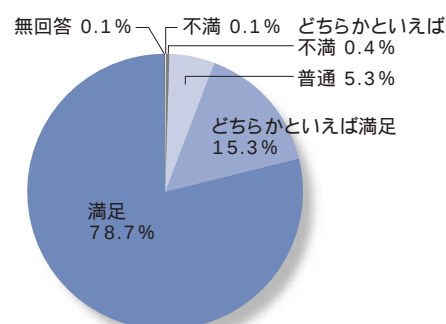
- 審査員によって規格の解釈に相違がありましたか？



- 審査前の審査員と貴社との連絡、わかりやすい説明、貴社の説明を聞く態度など、コミュニケーション全般としてはいかがでしたか？



- 審査員の審査態度に問題はございませんでしたか？



## ▶ 審査員会議実施について

JQAでは、審査員一人ひとりの力量、審査技術の向上を目的とした「全国審査員会議」を2005年5月に東京・大阪で開催しました。「質の高い審査をめざして」というテーマのもと、アンケート結果などで明らかになった問題点を共有し、さらなる改善に努めています。

「全国審査員会議」の模様



## ISMSのISO / IEC27001への移行について

2005年10月15日付で情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO / IEC27001が発行されました。ISO / IEC27001の目的は、情報資産を喪失、流出、外部からの不正アクセスなどの脅威から守り、情報の機密性( confidentiality )、安全性( integrity )、可用性( availability )を継続的に確保・維持するシステムを確立することにあります。

これまで、わが国の情報セキュリティマネジメントシステムについての認証審査は、ISMS認証規格( Ver.2.0 )が適用されていましたが、今回の国際規格化に伴い、ISMSは順次ISO / IEC27001へ移行されることになります。

これを受け、JQAでは2005年12月1日よりISO / IEC27001の審査申込受付、登録審査および移行審査を開始しました。



審査センター  
ISMS審査部部长  
諏訪隆三



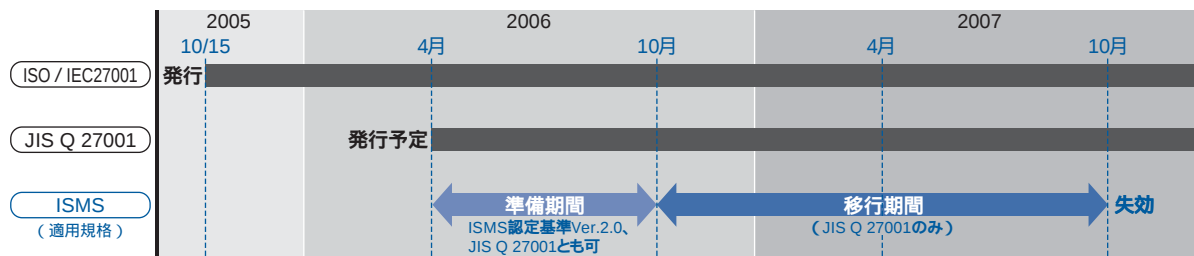
推進センター  
事業推進課 主幹  
中村暢夫

## ●登録・移行スケジュール

ISMS認証基準( Ver.2.0 )に基づくISMS認証の正式な移行計画は、ISO / IEC27001に対する国内規格JIS Q 27001の発行を待つことになります。12月7日現在、認証基準となるJIS Q 27001の発行時期は現在明らかになっていませんが、6ヵ月間の準備期間とそれに続く1年間の移行期間が設定されています。下図は、JIS Q 27001の発行が仮に2006年4月となる場合を示しました。準備期間中は、旧規格( ISMS認証規格Ver.2.0 )、

新規格( JIS Q 27001 )とも適用可能で新規の認証も可能ですが、移行期間に入ると新規格のみの適用となりますのでご注意ください。また、移行のための差分審査は6ヵ月の準備期間及び1年間の移行期間の18ヵ月間に定期審査または更新審査に合わせて受審していただき、移行を完了していただく必要があります。

なお、BS7799認証の移行計画については、認定機関であるUKASにて調整中です( 12月7日現在 )。



JIS Q 27001制定までのISO / IEC27001による審査については、期間限定の特例措置があります。詳細については、下記の推進センターまでお問い合わせください。

## ●登録・移行審査の内容

受審していただく際は、ISO / IEC27001に基づいてシステム( マニュアル、規定、手順書の必要な部分 )が構築されていること、内部監査およびマネジメントレビューが実施されていることが必要です。ISMSからISO / IEC27001への移行は、次回定期審査時に差分審査と合わせて実施しますのでご準備願います。

JQAがすでに発行、または準備期間中に発行するISMSおよびBS7799の登録証には、移行期間日より先の日付で登録有効期限が記載されている場合が

ありますが、移行期間終了日を超えた時点でその登録証は無効になります。従って、移行期間終了日までにISO / IEC27001への移行を完了していただく必要がありますのでご注意ください。

JQAでは、今回のISO / IEC27001への移行に関する説明会を、2006年2月に開催予定です。また、ISO / IEC27001に関する情報は、本誌およびJQAホームページなどでも随時お知らせしますのでご活用ください。

■お問い合わせ先

推進センター( 東京 ) TEL: 03-6212-9555 FAX: 03-6212-9556

## ISO9000シリーズの改訂状況について

2005年10月パナマで開催されたISO / TC176総会において、ISO9001の追補、並びにISO9004改訂に関する起草作業が開始されました。

ISO9001の追補については、ISO9001:2000の明瞭性を高め、ISO14001:2004との両立性を高める意図からの追補であり、大幅な変更はありません。ISO9004については、大幅な改訂が見込まれていますが、今のところ詳細は不明です。今後のスケジュールは、2007年6月にDIS(国際規格案)投票開

始、続いて2008年6月にFDIS(最終国際規格案)投票開始。IS(国際規格)発行は同11月の見通しです。ISO9001追補作成およびISO9004改訂に関する設計仕様書の参考訳は、(財)日本規格協会のHP(<http://www.jsa.or.jp/iso/iso9000.asp>)で公開中です。

また、ISO9000:2005が、9月15日に発行されました。今回の改訂は、ISO19011:2002などとの整合性を図るためのものです。今後、JIS化が予定されています。

## 12月14日 RvAよりISO22000の認定を取得

このたびJQAはオランダの認定機関であるRvAより、食品安全マネジメントシステムの国際規格ISO22000の認定を受けました。JQAでは2005年6月より、パイロット審査の位置付けで審査サービスを開始しており、すでに6社に対しISO22000適合証明書を発行しております。今後は、RvAの認定に基づき、審査を行い、登録証を発行してまいります。

ISO22000は、食品衛生管理で世界的に認められているCodex委員会のHACCPに、ISO9001の要求事項の一部を取り入れ、マネジメントシステム化したもので、食品製造業者だけでなく、フードチェーン全体を対象にしている点が特徴です。

JQAが審査をさせていただく業種は、認定範囲の関係で、当面右表のとおりとさせていただきます。その他の業種については、準備ができ次第、順次拡大してまいります。

### 1. 食品加工産業

|                                      |
|--------------------------------------|
| アルコール飲料、ソフトドリンク、フルーツジュース             |
| パン製品、菓子、スナック、ポテト製品、ナッツおよびチョコレート(加工済) |
| 卵および卵製品                              |
| 穀物および小麦粉ベースの製品、澱粉ベースの製品、砂糖製品         |
| 青果物、薬草および香辛料、ナッツ(未加工)                |
| ケータリング、食堂、レストラン、セントラルキッチン            |
| 調理済食品、冷蔵サラダ                          |
| ビタミンおよび人工フレーバーを含む食品添加物               |
| マーガリン、油脂およびソース、ココア(未加工)              |
| 肉、肉製品および料理用材料                        |
| 魚介類                                  |
| アイスクリームとデザートを含む乳製品                   |

### 2. 上記を支援する産業

|         |
|---------|
| 輸送      |
| 保管      |
| 販売又は小売り |

## BS15000(ISO / IEC20000)への対応について

企業活動を推進する上で、ITサービスの質が大きく問われる時代になりました。BS15000は、ITサービスの品質向上を目的としたITサービスマネジメントのベストプラクティスであるITIL(IT Infrastructure Library)に基づき、社内、社外にITサービスを提供するすべての組織に適用されるマネジメントシステム規格です。

BS15000の特徴は、顧客および利害関係者の満足はもとより、ビジネスパフォーマンスの向上も目的としているところです。また、品質マネジメントシステム(ISO9001:2000)に共通する概念を採用しているほか、情報セキュリティマネジメントシステム規格であるISMSやBS7799を引用した形式となっています。

主にITサービス提供者がBS15000認証を取得することによって、顧客や利用者のニーズに合致したITサービスの提供と享受、ITサービス品質の継続的な改善、長期的なコスト削減、対外的な信用度の増大とアピール効果——などが期待できます。

BS15000はISO / IEC20000(\*1)としてISO化されることが決定し、今後は日本を含む世界各国で導入の動きが広がるものと見込まれます。JQAはitSMF(\*2)の認定を受け、BS15000の審査登録機関として審査サービスを提供すべく審査員の育成と周辺情報の収集に努めています。

(\*1) ISO / IEC20000は2005年12月に発行されました。JQAは今後整備されるものと思われるISO / IEC20000の認定制度への対応準備も進めます。

(\*2) ITILの推進及びBS15000の認証に関わる認定を行っている非営利組織。

## CSRの国際規格化(ISO26000)の動向について

近年、日本においても企業の社会的責任(CSR)が問われるようになりました。ただ、CSRの定義は、国や団体、機関によってバラツキがあるのが実情です。そこで、社会的に責任ある企業として、どのような対応を図るべきかを明確にするために、CSRの国際規格化に向けた議論が活発になってきています。これまでの動向を紹介します。

2008年10月に発行が見込まれているISO26000 (ISO Guidance Standard on Social Responsibility) は、適合性評価に用いる第三者認証用の規格ではなく、指針文書(ガイドライン)である点が最大の特徴です。また、呼称については、この規格が企業だけでなく、政府組織、非政府組織(NGO)、消費者団体、労働団体など、あらゆるタイプの組織への適用を想定していることから、ISOで議論が行われた結果、CSRの「C」を外してSRに統一することで合意されています。

規格作成プロセスにおいては、開発途上国の参加を促進し、NGO、消費者、その他団体からの専門家が参加しやすい仕組みを策定するとともに、開発国と開発途上国のTwining形式<sup>①</sup>で作業を実施。前述のように、本規格が第三者認証用の規格ではなく、ガイドラインであることから、どのようにして実効性を担保するかが、今後の規格化にあたっての焦点となりそうです。

今後のスケジュールは、2006年1月より国際規格条文の開発に着手する予定で、順調に行けば2007年10月にDIS(国際規格案)、2008年10月にISO26000が発行される見込みです。

<sup>①</sup>Twining形式:規格作成作業に、経験・資金力の少ない開発途上国、利害関係者を参加させるための仕組み。方法として、規格作成グループの幹事、事務局を開発国と途上国とのペアで行うことと、途上国の積極的な規格作成作業への参加を促進するために、開発国から途上国に対し資金援助を行う。

### CSR国際規格化に向けたこれまでの動き

|           | ISOの動き                                                                                                                                                                       | 国内の動き                                           |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 2001年     | ・ISO理事会にて、CSR国際規格化をCOPOLCO(消費者政策委員会)が調査を行うことを決議                                                                                                                              | 麗澤大学 高嶺教授が参加                                    |
| 2002年     | ・COPOLCO総会でWGの報告書承認(国際規格策定は可能)<br>・ISO理事会にて、地域代表・国際機関・NGO等からなるSAG(高等諮問委員会)をTMB(技術管理評議会)の下に設置                                                                                 |                                                 |
| 2003年 2月  | ・ISO / TMB / SAGにおいて、名称をCSRからSRに変更                                                                                                                                           |                                                 |
| 2004年 4月  | ・第5回SAG開催(最終会合)。報告書および勧告をTMBに提出                                                                                                                                              | 2002年12月～04年8月に、CSR標準委員会を計9回開催                  |
| 2004年 6月  | ・ISO / SR国際会議(スウェーデン)<br>各ステークホルダー(産業界、労働界、消費者、NGO、政府)が、ISOにおけるSRの規格化を支持<br>・第30回TMB会議(スウェーデン)<br>SR WGの発足議決<br>ISOのSR規格(第三者認証を目的としないガイダンス文書)策定を議決<br>CSR規格化の論点が、その是非から内容へ移る |                                                 |
| 2004年 9月  | ・第31回TMB会議(スイス)<br>新業務項目提案(NWIP)の承認と投票のための回付                                                                                                                                 | CSR標準委員会がISO / SR国内対応委員会に改組。<br>・第1回会合(04/10/1) |
| 2004年10月  | ・新業務項目提案(NWIP)の承認と投票開始(～05年1月)                                                                                                                                               |                                                 |
| 2005年 3月  | ・ISO / SR WG第1回総会(ブラジル)<br>議長:ブラジル 幹事国:スウェーデン<br>規格開発が本格的にスタート。総会期間中にアジア域内の情報共有と連携強化を目的として、日本・中国・韓国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイからの出席者による「ISO / SRアジアネットワーク」会議が開催される                | ・第8回会合(05/9/22)                                 |
| 2005年 9月  | ・ISO / SR WG第2回総会(タイ)<br>国際規格の骨格となる設計仕様書(Design Specification)を採択、規格作成タスクグループの新設など規格作成作業を開始                                                                                  |                                                 |
| 2007年10月～ | DIS(国際規格案)投票予定                                                                                                                                                               |                                                 |
| 2008年 7月～ | FDIS(国際規格最終案)投票予定                                                                                                                                                            |                                                 |
| 2008年10月  | ISO26000発行予定                                                                                                                                                                 |                                                 |

日本工業標準調査会および日本規格協会の公表資料をもとにJQAIにて作成

# INFORMATION

## ISO14001登録数が5,000件到達!

2005年10月、JQAのISO14001登録数が通算5,000件に到達しました。

JQAはISO14001が環境マネジメントシステム規格として制定された1996年に、わが国で初めて、RvA(オランダの認定機関)よりISO14001審査登録機関の認定を取得。翌年には、日本の認定機関で



登録番号EM5000の登録証を掲げる  
日本ペルノックスの谷奥勝三代表取締役社長(左)とJQA理事の松野勉

ある財団法人日本適合性認定協会(JAB)から同認定を取得し、わが国のISO14001審査登録において、トップシェアを獲得するに至っております。

ISO14001の登録数5,000件到達を記念し、JQAは10月16日、登録5,000番目となった日本ペルノックス株式会社(本社:神奈川県秦野市、資本金6,000万円)に対し、登録証授与式を実施しました。当日は、谷奥勝三代表取締役社長、続裕司取締役事業部長が出席され、JQA理事 松野勉より登録証が手渡されました。

日本ペルノックスは、エポキシ、シリコン、ウレタンなどの配合樹脂製品の開発、およびシリコン樹脂製品の製造会社で、すでに本社・秦野事業所においてISO14001認証を取得。今回は開発センター・足柄事務所での認証取得となりました。

JQAでは今後も引き続き、ISO14001の豊富な審査実績とノウハウを活用し、受審組織のマネジメントシステム改善に寄与する、高質で公正な審査サービスの提供に努めてまいります。

## ISO九州事務所移転のお知らせ

平成17年11月14日(月)に、JQAのISO九州事務所が移転いたしました。新事務所におきましても、引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

(新事務所所在地)  
〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前ビル3F  
TEL.092-432-4810  
FAX.092-432-4811



12月7日と8日に行われた移転記念セミナー(ISO九州事務所内セミナールーム)



JRまたは福岡地下鉄空港線「博多駅」下車。  
筑紫口より徒歩5分

## 新しくマネジメントシステムの導入をお考えのお客様へ

### 経営者フォーラムの ご案内

このフォーラムでは、経営者層の方々を対象に、JQAのベテラン審査員等が、審査登録制度と、各マネジメントシステムの要点をわかりやすく解説します。

また、ISMS、OHSAS、ISO22000では、規格の解釈に加え、最新の情報や動向を織り込み、より実務に即したご説明をいたします。

初めて認証取得に取り組むお客様や、複数の規格に取り組むお客様に、ファーストステップとしてご活用いただいています。

参加は無料です。全国5会場、右記のスケジュールでご参加をお待ちしております。

●時間 各日とも午後2:00～4:00

(ただし福岡会場と仙台会場で1日に2テーマの開催日は、午前10:00～12:00、午後2:00～4:00となります)。

●定員 各回20名(大阪会場のみ15名)

●開催テーマ

A. 品質マネジメントシステム(ISO9001)

- 1.ISO9001とは何か
- 2.ISO9001を取得して良かった
- 3.「マネジメント」について
- 4.認証取得は難しい

B. 環境マネジメントシステム(ISO14001)

- 1.今なぜ環境マネジメントシステムなのか
- 2.ISOがめざす環境マネジメントシステムとは
- 3.環境マネジメントシステム規格のポイント
- 4.システム構築と審査準備

C. 情報セキュリティマネジメントシステム  
(ISMS/ISO27001)

- 1.情報セキュリティは今や国民的課題
- 2.ISMS認証基準について
- 3.ISMS/BS7799の関係とその動向
- 4.認証取得の要領(手順、スケジュールなど)

D. 労働安全衛生マネジメントシステム  
(OHSAS)

- 1.労働安全衛生マネジメントシステムの動向
- 2.OHSAS18001規格のポイント
- 3.OHSAS18001規格による認証  
(準備と審査の実態)

E. 食品安全マネジメントシステム  
(ISO22000/HACCP)

- 1.食品安全とリスク管理
- 2.HACCPとISO22000の動向
- 3.ISO22000規格のポイント
- 4.食品安全マネジメントシステムの概要

■お問い合わせ先

経営者フォーラム事務局

TEL:03-6212-9532または03-6212-9538

経営者フォーラムの詳細ならびに申込み方法はJQAホームページをご覧ください。

URL <http://www.jqa.jp>

トップページ下部のJQAの紹介[セミナー]をクリック

開催テーマは変更になる場合がございます

## PCBを取り巻く状況とJQAの対応について

### PCB混入の可能性のある 変圧器などの製品は国内650万台

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、水に溶けない、化学的に安定している、絶縁性がよい、沸点が高いなどの性質を持つ工業的に合成された化合物で、1950年代から絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など幅広い用途に使用されました。ところが、1968年にカネミ油症事件が発生したのを契機に、その毒性が問題となり、1972年に製造が中止。1974年には「化学物質の審査及び製造に関する法律(化審法)」により、PCBの製造・輸入・使用が原則禁止となっています。ただ、PCBは分解されにくく、広範囲に環境中に残留していることから、今も社会的な問題になっています。

1972年までに、国内では約5.4万トンのPCBが使用されており、用途として特に多いのが電気機器の絶縁油です。社団法人日本電機工業会が2003年11月に公表した

『変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査について』によれば、1989年以前に製造された機器について、微量のPCB混入の可能性が否定できないとの結論が出されました。

また、国内にはこのような微量のPCBが混入していると考えられる変圧器などが650万台も存在すると言われていますが、その濃度レベルは不明です。こうした状況下において、既存のPCB処理施設では対応しきれないことから、PCBの処理方法や検査方法について、専門家で構成された「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」などで議論が重ねられています。

### 廃棄の際は事業者が PCB混入の有無を確認

環境省は、産業廃棄物処理業者が事業者から廃重電機器などの処分を受託する際、あらかじめ当該事業者からPCB混

## ● 東京会場(千代田区丸の内)

|   | 1月     | 2月     | 3月     |
|---|--------|--------|--------|
| A | 18日(水) | 15日(水) | 8日(水)  |
| B | 25日(水) | 22日(水) | 9日(木)  |
| C | 26日(木) | 23日(木) | 16日(木) |
| D |        |        | 24日(金) |
| E |        |        | 17日(金) |

## ● 福岡会場(博多区博多駅南)

|   | 1月 | 2月          | 3月          |
|---|----|-------------|-------------|
| A |    |             | 24日(金)午前10時 |
| B |    | 17日(金)午前10時 |             |
| C |    | 24日(金)午後2時  |             |
| D |    | 17日(金)午後2時  |             |
| E |    |             | 24日(金)午後2時  |

## ● 大阪会場(淀川区宮原)

|   | 1月     | 2月     | 3月     |
|---|--------|--------|--------|
| A | 18日(水) |        | 1日(水)  |
| B | 26日(木) | 22日(水) | 22日(水) |
| C | 27日(金) |        | 17日(金) |
| D |        |        |        |
| E |        |        |        |

## ● 仙台会場(仙台市)

|   | 1月 | 2月 | 3月         |
|---|----|----|------------|
| A |    |    | 8日(水)午前10時 |
| B |    |    | 8日(水)午後2時  |
| C |    |    |            |
| D |    |    |            |
| E |    |    |            |

## ● 名古屋会場(中村区名駅南)

|   | 1月     | 2月     | 3月     |
|---|--------|--------|--------|
| A |        | 9日(木)  |        |
| B | 19日(木) |        | 16日(木) |
| C |        | 16日(木) |        |
| D |        |        | 3日(金)  |
| E |        |        |        |

入の可能性の有無を確認させるように指導しています。

仮に、PCBが0.5 mg / kgを超えて混入している場合は、事業者が自らの責任において当該機器を確実にかつ適切に処理するとともに、保管および処分の状況を都道府県、または保健所を設置する市に届け出る必要があります。

JQAでは、各事業者のニーズに対応し、絶縁油などに含まれる微量PCBの分析業務を行っております。分析方法として、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計(GC-MS)を用いることにより、短期間・低コストで検査を行うことが可能です。

現在、ビルのメンテナンス会社や製造工場などを中心に、分析依頼をいただいております。PCB分析業務の詳細については、JQA環境事業部までお問い合わせください。



環境事業部  
参事(技術リーダー)  
浅田正三

## ■ お問い合わせ先

環境事業部  
(東京)TEL.03-6212-9600 FAX.03-6212-9601  
(大阪)TEL.0729-66-7205 FAX.0729-65-8617

## ■ JQAマネジメントシステム部門事業所

## ● 推進センター

〒100-8308 (JQAの固有番号です)  
東京都千代田区丸の内2-5-2  
TEL : 03-6212-9555 FAX : 03-6212-9556

## ● ISO関西支部

〒532-0003  
大阪府大阪市淀川区宮原3-4-30  
ニッセイ新大阪ビル16F  
TEL : 06-6393-9040 FAX : 06-6393-9056

## ● ISO中部支部

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30  
名古屋三井ビルディング本館9F  
TEL : 052-533-9221 FAX : 052-533-9279

## ● ISO東北事務所

〒024-0051  
岩手県北上市相去町山田2-18  
北上オフィスプラザ5F  
TEL : 0197-67-0031 FAX : 0197-67-0033

● ISO九州事務所 **NEW**

〒812-0016  
福岡県福岡市博多区博多駅南1-2-3  
博多駅前ビル3F  
TEL : 092-432-4810 FAX : 092-432-4811

## ■ 当誌に関するご意見・お問い合わせ先

財団法人 日本品質保証機構  
マネジメントシステム部門 企画センター  
企画部 調査課

〒100-8308 (JQAの固有番号です)  
東京都千代田区丸の内2-5-2  
TEL : 03-6212-9654 FAX : 03-6212-9511  
E-Mail : iso-network@jqa.jp

**JQA** 財団法人 日本品質保証機構

URL <http://www.jqa.jp>

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。



## 第6回地球環境世界児童画コンテストギャラリー

# 国内特別賞作品

JQA、IQNet主催、UNICEF駐日事務所後援による地球環境世界児童画コンテスト。第6回コンテストには、過去最高となる世界54か国から1万9,443点におよぶ作品が寄せられました。その中から、国内特別賞作品を紹介します。



J Q A 特別賞

桜井和香  
(神奈川県 小学校6年生・11歳)



U N I C E F 賞

村山右悟(大分県 小学校1年生・6歳)



I Q N e t 特別賞

松崎江莉(福島県 中学校3年生・14歳)



審査員特別賞

山崎美希  
(埼玉県 中学校3年生・15歳)



コンテスト事務局オフィシャルWebサイトオープン!

<http://www.childrens-drawing.com/>

次回コンテストの作品募集告知、過去の受賞作品がご覧になれます。

作者の年齢は応募当時のものです。